

第三十八回国会 参議院文教委員会會議録第三十二号

(四八〇)

昭和三十六年六月二日(金曜日)
午後二時四十五分開会

委員の異動

六月一日委員鍋島直紹君及び常岡一郎君辞任につき、その補欠として下條康磨君及び加賀山之雄君を議長において指名した。

六月二日委員宮澤喜一君辞任につき、その補欠として鍋島直紹君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 北畠 教真君
近藤 鶴代君
野本 品吉君
豊瀬 領一君

委員

安部 清美君
井川 伊平君
下條 康磨君
杉浦 武雄君
鍋島 直紹君
野上 進君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
米田 勲君
加賀山之雄君

国務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
政府委員 文部政務次官 額 彌三君
文部省初等中 文部省初等中 内藤馨三郎君
等教育局長

文部省大学 学術局長 小林 行雄君
文部省管理局長 福田 繁君
事務局側 常任委員 工案 英司君
会専門員 村山 松雄君

説明員 文部省大学 術局長 村山 松雄君

本日の会議に付した案件
○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出、予備審査)

○教育、文化及び学術に関する調査(国立、公立大学の入学試験に関する件)

○公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案(米田勲君発議)
○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

條康磨君及び加賀山之雄君がそれぞれ委員に選任されました。

以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。

委員会開会前、理事会を開き、協議いたしました結果、本日はまず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたしました後、国立、公立大学の入学試験に関する件を議題として調査を進め、次いで、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案及び学校教育法等の一部を改正する法律案の審査を行ない、さらに、学校教育法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めて参ることに決定を見ました。

以上、理事会決定通り、本日の委員会を運営いたして参りたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さよう運営いたします。

○委員長(平林剛君) なお、委員の異動がありましたので御報告いたします。

宮澤喜一君が委員を辞任され、その

補欠として鍋島直紹君が委員に選任されました。

○矢嶋三義君 ただいまの報告けつこ

うで、了承いたしますが、一つお伺いしておきたいのですが、それは、先般、他院の全会一致の議員立法で委員長発議にかかっているいわゆるス

ポーツ振興法案の提案理由を聴取した際に、衆議院側が代表して提案説明した八木提案者が、特に超党派的議員立法であるから一つ優先的に早急に審議してほしいというのをあわせて要望されておりましたが、これはごもっともな御要望だと思っておりますが、この法案の審議について委員長どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、委員長・理事打合会の協議対象になったとするならば教えていただきたいと思

うのです。

○委員長(平林剛君) ただいまお尋ねの法律案につきましては、衆議院の議決を尊重し、なお、提案者の御趣旨につきましても、十分私ども理解をいたして措置して参りたいと考えております。委員長・理事打合会におきまして、その精神についてはお互いに了承しておりますので、できるだけ御要望にこたえていくつもりであります。

○委員長(平林剛君) それでは、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、まず、文部大臣より趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) このたび、政府から提出いたしました私立学

校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、私立学校教職員共済組合法の改正であります。御承知のように、私立学校教職員共済組合は、昭和二十八年に私立学校教職員の福利厚生をはかる目的をもって設けられたものであります。本組合の給付水準は、国立学校教職員のそれと均衡を保つ趣旨で、法律制定当初から、国家公務員共済組合法の給付に関する規定が準用されて参りました。従って、国家公務員共済組合の給付内容が改正された場合には、それに伴って改正することが必要とされたのであります。昭和三十三年に国家公務員共済組合法の改正がなされ、その給付水準の引き上げが行なわれた際は、本組合は、さしあたり短期給付についてはのみ同法の改正規定を準用し、長期給付については、旧規定準用のままとなつて今日に及んだのであります。

そこで今回、長期給付に関しても改正後の国家公務員共済組合法の規定を準用し、その給付水準を国立学校教職員のそれと同一の程度に改め、私立学校教職員の福祉の増進をはかろうとするものであります。なお、標準給付の月額額は、従来、最低六千円から最高五万二千円までとなつておりましたのを、給付の実態を考慮して、最低八千円から最高七万五千円までとすることとし、その他本組合が発足の際の経過

措置によつて、組合員で、旧私学恩給財団における従前の例による長期給付を選択している教職員についても一般の組合員と同じ給付を受けることとする等の改正を行なつております。

次に、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧私学恩給財団の年金を受けている者——いわゆる既年金者の年金額は、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律によつて定められておりますが、最近では、他と比較して低額になつておりますので、このたびこれを引き上げ、この制度によつて旧私学教職員の老後の生活の一助としようとするものであります。その他これらの改正に伴う経過措置について所要の規定を設けました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(平林剛君) 次に、管理局長より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(福田繁君) ただいま提案になりました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして文部大臣から説明がございましたので、若干補足説明をいたします。

まず、私立学校教職員共済組合法の改正について申し上げます。改正の第一は、今回、長期給付についても国家公務員共済組合法の新法を準用することとし、国家公務員共済組合の給付と同一程度に引き上げることであり、本改正の眼目であります。その内容を具体的に申し上げますと、たとえば退職年金については、二十年で退職した者

は従来の率によりますと平均標準給与の年額の三三・三%が支給されておりましたが、これが四〇%に引き上げられること、廃疾年金については、業務外傷病による廃疾年金のほかに業務上傷病による廃疾年金が加えられること、遺族年金については受給資格期間二十年以上を十年以上に改めるほか、業務死亡の場合にも遺族年金が支給されること、その他、退職一時金についても給付額の引き上げが行なわれること等の改正でございます。

第二は、標準給与の月額の改訂であります。現行月額表は、昭和三十一年に定められたものでありますが、現在の私立学校教職員の給与の実態を考慮して、このたびこれを最低を八千円に最高を七万五千円に引き上げ、給付の向上をはかることと、あわせて負担の均衡をはかったものであります。

第三に、本組合が発足の際その権利義務を承継した旧私学恩給財団の加入教職員の長期給付については、給付の内容及び掛金の額は、なお恩給財団における従前の例によることとできることとされ、これらの者は一般の組合員よりも掛金が低く十五年で年金を受けられることができるが、その給付額は一般の組合員に比してかなり低く年額六万円でありましたので、これら該組合員と同等な給付が行なわれるよう改めようとするものであります。

第四は、これらの改正に伴う経過措置についてであります。給付の計算方法については、改正前の期間は従前の計算方法によることを原則とし、おむね国家公務員共済組合法の旧法から新法への給付引き上げの場合の経過

措置に準じて定めております。また、一定の高齢者には、その在職年に応じ、本組合発足前の私立学校在職年を資格期間に算入することとする等の措置を講じております。

最後に、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正であります。昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧私学恩給財団の年金を受けるいわゆる既年金者の給付額については、従来この法律によりまして、たとえば十五年で年額三万円の給付がなされることになつておりますが、最近では他と比較して低額になつておりますので、これを国家公務員共済組合における既年金者の給付額引き上げの状況と対比し、約五〇%引き上げることとするものであります。その他国民金融公庫が行なう恩給担保金庫に関する法律の一部を改正して本組合の年金を担保化する道を開くものであります。

次に、この法律の施行期日は、準備期間等を考慮し昭和三十一年一月一日を予定しております。

以上が、この法律案の内容の概要であります。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今回、政府から提出いたしました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案につきましては、

標準等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高等学校は、義務教育に続く学校として戦後の学制改革により新たに設けられた制度であります。十数年を経過した今日におきましては、中学校卒業者の半数以上が高等学校に進学しており、わが国の学校教育において大きな役割を果たしているものであります。しかしながら、高等学校の設置、規模、学級編制、教職員定数等につきましては、従来、学校教育法及び文部省令である高等学校設置基準等の規定を根拠としてきたものであります。その後、高等学校教育の実態が大きく変化して参り、現行の規定が必ずしもこれに即応しないこと、高等学校の教育課程の改訂に伴い、これを実施していくために必要な教職員定数を確保しなければならぬこと、最近における地方財政の実情にかんがみ、高等学校の設置等について国が一定の基準を示す必要があること、また、今後における中学校卒業者の急増に伴い、高等学校進学者の増加に対処する必要があることなどの理由により、公立高等学校の設置、適正配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について、国の方針を策定することが緊要となつて参つたのであります。政府におきましては、これらの実情にかんがみ、本法律案を提出いたしましたのであります。すなわち、この法律案は、公立高等学校の設置について所要の規定を設けるとともに、その適正な配置及び規模並びに学級編制及び公立の高等学校に置くべき教職員の定数の都道府県

また市町村ごとの標準を定めることとしたものであります。

まず、公立の高等学校の設置につきましては、現在、都道府県及び市町村がこれを設置する場合には別段の制限がないのであります。一方、地方自治法におきましては、高等学校に関する事務は主として都道府県が処理するものと規定されております。この法律案におきましては、この考え方を進めて、公立の高等学校の設置は原則として都道府県が行なうものとし、政令で定める一定基準に該当する市町村は高等学校を設置することができるようとすることにいたしました。

第二に、公立の高等学校の配置及び規模の適正化について規定したこととあります。すなわち、都道府県はその区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならないこととしたのであります。なお、この場合において、私立の高等学校が公立の高等学校と相ともに高等学校教育の普及と機会均等のため果たしている役割の重要性にかんがみ、私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならぬこととしたのであります。また、公立の高等学校の学校規模の最低標準を定め、高等学校の教育水準の向上をはかることとしたのであります。

第三は、学級編制が教育効果の上に大きな影響があることにかんがみ、学級規模の適正化をはかるため、その標準となるべき生徒数について規定いたしました。

第四は、公立の高等学校の都道府県または市町村ごとの教職員の定数の確保をはかるため、その標準となるべき数を定めたこととあります。すなわ

ち、この法律案におきましては、校長、教諭、助教諭、講師、養護教諭、実習助手、事務職員などの職種別に教職員数を算定し、これらの数を合計して、都道府県または市町村ごとに置くべき教職員の定数の標準となるべき数を定めたのであります。この場合、標準となるべき数の算定の基礎については、高等学校の課程ごとの生徒の数を基本とし、これに課程の特色や学科の数、学校規模などの諸条件を十分考慮するよういたしました。なお、これらの教職員の具体的配置については、各教育委員会が、地方の実情に即して適切に措置できるように考慮したのであります。

第五は経過措置であります。その一は、この法律案によって算定した教職員定数の標準を実施することに伴う急激な財政負担を緩和するための規定でありまして、この法律施行の際、現に定められている教職員の定数がこの法律による教職員定数に達しない都道府県または市町村は、昭和三十八年三月三十一日までの間に、順次、教職員定数を充実にいかねばならないこととしたのであります。その二は、昭和三十八年度以降昭和四十四年三月三十一日までの間における生徒数の急増に対処するための措置でありまして、この間におきましては、約一割までの生徒増について教職員定数を増加させることなく、生徒を収容できるようにいたしましたのであります。なお、これに伴って、この期間中は学級編制の標準についても、一学級当たりの収容生徒数を一割だけ増加できることとしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました

した理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、国立、公立の大学の入学試験に関する件につき調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際発言を許します。

○矢嶋三義君 ただいま委員長から、国立、公立大学の入学試験について云々と言われましたが、実は、約二カ月前に、公立高等学校をも含めて資料の提出を要請しておきました。その要請に基づいて、四月十七日付で出ておりますので、大学、高等学校を含めて、この資料を中心に、若干お伺いをいたしたいと存じます。

まず、文部大臣に伺いたいのであります。この大学の入学試験が起った場合に、もし大学にミステークがあるならば、それは大学みずから、その自治能力によって原因を説明し、原因を追及し、改善策を講ずべきものであると、こういう所見を私は述べておきました。しかるに、五月二十三日、異例な文部省通達で各大学になされたようでありまして、どうも御見解に基づくものか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今も御指摘の通り、この前も私申し上げたと記憶いたしますが、大学の入学試験につきましては、原則として、当該大学の自治権に基づいて善処するべき本質を持つておると心得ております。しかる

に、遺憾なことには、幾つもの大学で、新聞の伝えるところによりまして、試験問題の誤謬があつてみたり、それに關連して、いろいろなことが起こりまして、国立の大学につきましては、従来特に国民の信頼度が高かつたと一般に評価されておることにかんがみましても、まことに遺憾でもございする。今後にはわたつて類似の誤りがないようにというのを特に関心を持ちまして、その点を中心に注意を喚起し、將來にわたつての過誤なきを期せしむるような意図をもつて通達を出したのであります。

○矢嶋三義君 私はその中で特に関心を持ったことは、教授の内職自衛といふことを非常に強く打ち出しているわけですが、確かに現在国立大学の教授の方々の中で、多数の方々が何らかの内職をされております。それは、ある意味においては研究費を取得するため、あるいは生活費をカバーするために、やむを得ず内職をなさつておる方があられるようです。現在の大学の教授の給与の実態というものは、戦前のそれに比較するならば、約五割から六割程度だといふことがデータのうえではつきり出ております。従つて、大学教授の内職自衛といふものを活字にして、文部大臣が異例の通達形式をもつてこれを発する以上、この大学の教授の方々

の待遇改善について一段の努力をしなければ、私は非常な片手落ちの文教政策、行政になると思ひますが、その点については、大臣はどういう御所見を持つておられるのか。私はあの通達を見て、その点最も遺憾に感じました一人でありますので、あえて御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま御指摘の点は、当然、先生方の給与の改善におかれれば今後努力せねばならない責任を含んで申したつもりでございします。しかしながら、給与が改善されるまでは内職するのだといふことも、また当然に考えていただきたるべきこと、そのことを禁止しようといふ意図はむしろございせんが、何と申しますか、李下に冠を正さずといふのがごとき心がまえにおいて、みずから内職をもつて善処していただきたるというところが一つ、御指摘のような給与改訂のための努力も、今までも及ばずながらやつてはきましたが、今後に対しましては、政府として当然努力していくべき責任を感じつつ申し上げましたこと、当初申し上げた通りであります。

○矢嶋三義君 私は大学の權威と、この社会的信用という立場から、ともかくあいつ通達が出たこと、また出さなければならぬ要因が一部たりともあつたといふことは、日本の国の大学にとつてまことに遺憾であつたと思ひます。しかし、大学に対して文部省が通達する場合に、内職の自衛云々といふようなことを活字にすることは、私はオーバードだと思ひます。相手は大学の教授、プロフェッサーであるならば、これは大学教授の見識の問題であり、良識の問題だと思ひます。それを、あたかも子供に教えるがごとく、内職の自衛といふものを堂々と活字にしてまで文部省通達として全国の大学に流さねばならぬといふことは非常に遺憾であると同時に、私は文部省の通達としてはやオーバードだと思ひ

のですが、局長はどういう見解をお持ちですか、あなたは起案者でしよりから御所見を承ります。

○政府委員(小林行雄君) 今後どうしてもやはり事故の再発防止ということに主眼を置かなければなりませんので、そういう意味から、いろいろ他から疑惑を受けることのないよう自衛の措置は、大学自身がお考えの上でとつていただければならぬということとでございしますが、具体的に本年度の大学入学試験でいろいろ問題になりましたものが、たとえばいわゆる受験雑誌への問題の出題とかいうことが主眼でございします。また、従来から言われておりましたことに、いわゆる受験のため予備校の先生をする、あるいは受験者の自宅指導といふようなものがあつたものでございしますから、具体的にそれを今回の通知に載せたわけでございます。私もやはり大学の入学試験は、入学試験が公正に行なわれるといふことを確保しなければならぬといふことが主眼でございします。事故の再発防止という観点から、この際、大学の信用と申しますか、大学の權威を維持するためには、こうした通達も必要であるといふふうに考えたわけでございます。

○矢嶋三義君 大臣に伺つておきますが、私は大学入試の不正問題が起つた、あやまちを犯したそのことは、大学の教授の待遇が原因のすべてであるといふようなことは毛頭考えておりません。他に当然原因があるでしより。しかし、内職と關係あることは事実である。その内職が教授の待遇が不十分であるといふことと關係があるといふことは何人も否定できないと思

ら。従つて、今後の恒久的な解決策の一つとして常に叫ばれてゐる大学教授の待遇改善については、こゝろが不祥事の原因の一部を除去する意味においても、また、教授の教育研究の環境をよりよくして、その大学の成果を上げるといふ意味においても、今後その待遇改善に格段の努力をする決意が大臣にあられることと思いますが、念のため伺つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 前にも申し上げたと思いますが、まだ大学教授の給与は戦前のベースには戻っておりません。終戦以来、せめて判検事並みといふことを文部省は主張し続けておるようでございますが、それはむしろ適当でないで、戦前のベースに匹敵するよりなところを目標とすべきであると思は存じております。なかなか急にいきませんけれども、誠意を持って給与改善のためには努力せねばならぬと思つております。

○矢嶋三義君 大臣に対する質問をちよつとはずします。

それで、大学局長に伺いますが、政務次官はしばらくそこに着席願つておきたいと思ひます。大学局長に伺いますが、この提出された資料に基づく、八大学について九件問題が起つた。それから公立高等学校においては六件について起つたと資料が出ておりますが、率直に伺ひます。この八大学九件のうちで最も悪質な過誤を犯したのはどの大学であると文部省は判断されておられますか。

○政府委員(小林行雄君) 今回の入学試験にあつたいろいろな問題が起つてゐる。問題そのものの誤り、あるいは受験雑誌への掲載というようなこ

ともございましたが、一つには試験問題が一部漏洩したということ、それから試験の点数の改ざんということが実はございました。この三十六年四月十四日付の資料にはまだ出てございせんが、九州大学に問題の漏洩のことがございまして、それからこの表には出てございせんが、宮崎大学で試験の点数の改ざんがございまして、私もどもとして、いわゆる出題の誤り、これはほんとうならば、大学でございませうからあり得ないことであるべきであると思は存じておりますが、そういうものに比べると、ただいまの九州大学とか、宮崎大学のものの方が違つておるのじゃないかといふふうに考へております。

○矢嶋三義君 私の見解をもつてするならば、茨城大学はやはり九大、宮崎大学と並んでAクラスに入ると思ふのですが、文部省の見解どうでしょう。

○政府委員(小林行雄君) 言い落としたが、茨城大学も——これはしかし受験雑誌に出ておつたということ、直接の漏洩ではございせんが、いわゆる単純なミスデックといふようなものと違ふように思ひます。

○矢嶋三義君 公立高等学校については、六県がここに報告されておりますが、これについてはどういふ見解を持っておられますか。

○政府委員(小林行雄君) これはやはり岐阜県教育委員会を通じての調査でございまして、大体、問題のミスはございましたけれども、比較的軽微なものが多いように私としては考へております。

○矢嶋三義君 中学校を卒業して高等学校に入学試験を受ける子供は成年前期の終わりのころになるわけですから、従つてちよつとした活字の間違いでも非常に影響性は大いと思ふのですね。従つて、十分細心の注意を払わなくてはならぬと思ひますが、私はこの大学の入試問題もさることながら、特に高等学校の入試問題についてはなかなかむずかしい点があると思ふのです。ほんとうに生き生きとしたといひますか、そういうすばらしい問題を作ろう、しかもそれは漏洩しないように作ろうとするちよつと手落ちが生ずる、それをがんじがらめに縛つていくと、全く味気ない形式的な問題のみになつてしまふ。なかなかそこをころは出題者としてもむずかしいと思ふのですけれども、しかし、本年度全国的に問題となつたこういう事態といふものは非常に遺憾なこと、今後、都道府県教育委員会当局においても十分配慮していただかなければならぬことだと思つておりますが、この点については、文部省はときどき教育長あるいは教育委員会と協議する機会にしかるべき助言と指導とを与える御用意があられると思ふのですが、いかがでございませうか。

○政府委員(小林行雄君) 実は高等学校につきましても、選抜試験の検査問題の誤謬について調査いたしましたのは、このたびが初めてでありまして、従来このようなことは考へてもおらなかつたわけでありまして、調査の結果、かような事態が出て判明して参りましたので、教育長さんの集まりのとき、あるいは直接の事務担当の課長の集まりのときにも、こゝろが状況であるといふことを話しまして、今後、事故の再び起ることを防ぐことのないように指導して参りたいと思つております。

○矢嶋三義君 大学について伺ひますが、原因の究明並びに責任の所在の明確化について本日までどういふ報告がなされ、文部省としてはいかうに把握されておられるか、お答えいただけますか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しました中で、試験問題の誤りによるものが六つの大学にございまして、これにつきましても、大学の中でいろいろ措置を検討されましたが、特に身分上の措置はとられておりません。なお、公立大学で札幌の医科大学にも一つございまして、それにつきましても、まだ私もどもとしては措置をいたしておりません。それから受験雑誌に同様の問題が掲載されたという事例で九州大学では、関係の二人の教官が退職になり、茨城大学の方もこれも退職になつたのでございまして、それから入学試験の問題が漏洩したという点で、九州大学の教官が退職をされております。それから宮崎大学の試験の点の改ざんの件ですが、これにつきましても、現在どう処理するかといふことについて検討中であるといふふうに承つております。

○矢嶋三義君 少し具体的に伺ひたいのですがね。私は現在青少年諸君にとつて最も権威あるもの、また、社会的信用あるものは何かといへば、日本では大学だと思ふのです。その中で特に国立大学だと思ふのです。先般私は五月二十一日に東京大学の五月祭に行つてみました。やはりこの東大の権威といふものは失われていないといふ感を感じました。中学生から高等学校の生徒、若い青年男女諸君からお年寄りまで、あの学園にあふれるがごとく二日間充満しておつた、このことは大学の権威といふものがやはり国民の間に維持されているといふことを非常にうれしく感じたわけですから、これが失われた場合に、日本の青年層に及ぼす影響といふものはかなり知ることのできないものがあると思ふのです。私はここでポイントを九大に合わせたのですが、私も九州の出身で、九大と若干縁のある者ですが、御承知のように、九州大学というのは昔の帝國大学、西日本における綜合大学の雄たるものといふ意味で、西日本の人は非常に関心を持つてゐる大学なんです。ところが私の見解でもつてするならば、このたびは入試問題に關して四重ミスをやつたと思ふのです。そこで私は局長に伺ひたいのですが、九大の山田学長は文部省に何らかの報告をされたと思つてゐるのですが、あの教養部の山下教授の子供に対する漏洩の問題、これに対して法学部長の具島教授がそれを漏らしたといふので、山田学長が問責の談話を發表して、それに対して法学部教授会は具島法学部長支持の申し合せをする、外部から見れば、大学の権威、信用を失ふることにはなほだしい状況だと思ふのです。この点については山田さんからは文部当局の方に対してはどういふ報告がなされて、結末がついたのかどうか、報告していただきたい。

○政府委員(小林行雄君) 九州大学の入学試験問題の漏洩につきまして、この事件が明るみに出たのは新聞社に対する投書によつてであるといふことが

ら、この投書が法学部長の投書である
というように新聞には、まあ一部の新聞
でございすが、出たわけでございます
ますが、この点につきましては、まだ
九州大学の学長からは報告はございま
せん。ただ、まあ私も伝へ聞くとこ
ろによりまして、そういう疑いがある
というところのようでございます。現
在慎重に検討をしておられる、これは
非常に大きなことでございまして、
非常に慎重に検討をしておられるとい
うふうに承っております。

○矢嶋三義君 私は大内で起こった
ことだから、ここでとやかく批判いた
しません。しかし、国立の大学ですか
ら、大学はみずからの責任のもとに、
一日も早く国民の前に事態の黒白を明
確にする責任があると思うのです。こ
とに山下さんにしても、具島さんにし
ても、私は個人的に知っている人で
す。法学部長ともあろう具島教授が投
書したんだと、そういう意味で大学の
学長である山下さんが記者発表まで
して、活字となって、学生はもろん
のこと、西日本の、いや全国民の眼に
映っている以上、責任があると思うの
です。その結果がいかに学長から
文部省に報告されたか、これは当然報
告はあるべきことだと思ひますが、報
告があったならば本委員会にその報告
の内容を提示していただくように要望
申し上げておきます。

ここで問題なのは、国民の側から見
れば、円満にいつて大学の内部の
不祥事は外に漏れてこない、ところが
内部対立のある大学の問題が漏れて参
る、そうすると、入試問題等について
も、円満にいつて大学の内部には、円
満にいつて大学の内部には、不祥事があ

るのではないかとという反動的な推理が
成り立つのです。というところは、先
年、長崎大学にやはり教授が、他の教授
のお子さんと、その他の生徒に英語の
問題を教えた事件がございまして、
あれがどうして発覚したかというところ
で、その教えた教授と対立感情の立場に
ある他の教授が徹底的に計画的にテスト
して、そしてあはいたのではありません、あ
の教授との間の対立感情がなかったら、
長崎大学はあの英語の試験問題の
漏洩問題は出なかった、この倫理意識、
間違ひはないでしょう、いかがです
か。

○政府委員(小林行雄君) 大学の内部
でいろいろ先生の間に対立がある場合
に、問題が明るみに出るといふことは
あろうと思ひます。しかし……。

○矢嶋三義君 長崎大学の場合特定し
て伺いたい。

○政府委員(小林行雄君) 長崎大学の
場合は……。

○矢嶋三義君 教授の対立感情から出
たものでしょう。

○政府委員(小林行雄君) 対立してい
る教授の方から事件が明るみに出たと
いふふうに私も聞いております。
○矢嶋三義君 九大の今度の問題につ
いてはその点がありそうですね、新
聞、ラジオを通じて聴取するところに
よると、具島教授もそういう見解を免
表している、たとへば評議會でいかに
にあらうとも、そういう不正があつた
のを外に漏らしたからといって、それ
でけしからぬといつて責任を追及する
といふことは、私はこの大学の態度と
してあるまじきことだと思ひます、
一般論として、そして具島さんの記者
団の会見によりまして、ともかく新聞

記事を通じて見ると、ことさらに自分
の筆跡にまたた投書を書いて自分を陥
れようとする黒幕があるんだ、その黒
幕を摘出しなければならぬという御見
解を発表されているのです、こう
なつて参りますと、学生の立場から見
ると、九州大学は黒いベールに包まれ
ているという感じが出てくるのです。
何らかの対立感情があるのではないか、
かかるがゆゑに山下教授のお子さん問
題が漏洩したといふことが表面に出て
きた、もしその大学が人間関係が円満
にいつておつたならば、自分の子供に
いろいろ問題を漏洩したといふことが
表面に出てこない、そして永遠にそ
れはベールに包まれて参る。私は大学
はそうであつてはならないと思ひます。
ことに入試問題のごときは、こういう
事実を、先ほど申し上げたように、大学
の学内に教授の人間の対立感情がある
と、何かそういう不正があつたときに
表面に出て、国民の目の前に現われて
くるけれども、円満にいつておつた場
合には非常に好ましくない事件が起
きて、それはもみ消されてしまつて
出てこない。しかも、学生が一生かけ
る入試試験問題に關してそういうこと
があるといふことになつては、これは
大学の權威を失墜することおびただし
いものがあると思ひます。この点
についてはあなたはどういう所見を
持つておられますか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申し
ましたように、この具島法学部長の件
につきましては、まだ大学から報告を
受けておりませんので具体的なことは
申せませんが、私も似たしまして
は、九州大学の教官の内部に感情的な
対立があつたといふふうには考へてお

りません。従つて、特にこの入試試験
問題を漏らしたから責任をとらせるの
だ、その工作をしたといふふうには現
在のところではまだ考へておりませ
ん。

○矢嶋三義君 あなたの御答弁として
はそこが限度でしよう。時間がだんだ
ん進みますから質問を続けますが、文
部大臣に伺ひます。今、大学制度につ
いては中教審に諮問を寄せられておる
わけですが、いずれ最終答申がなされ
るでございましょう。その中に入試試
験の問題も諮問事項の中に入つておる
わけですが、伝えられるところにより
ますと、こういう入試試験問題につ
いて不祥事件が起つた機会に、かつて
行なわれた時代もあつたわけですが、
全国一斉に入試試験をやつてはどうか
という意向が文部省内に抬頭しつつあ
るといふことを仄聞するので、矢
嶋の私見としては、そういう形態では
なくして、今のよろしい、ただ、各
大学はその責任において、また良識に
おいてあやまちなきようならば入試
試験をやつていただければ今の形が適
当だ、それぞれ大学にはカラーがあり
ますから、自分で好きなような問題を
作つて、そしてそれに合格した学生
を入試させて、そして教育をする
といふところに私はよきがあると思ひ
ます。こういう問題が起るからといふ
ので全国一斉試験にカンバックする
といふような方針は、にわかには個人と
して賛成いたしかれるのですが、文部
大臣としてはどういふ御見解を持つて
おられるか、承つておきます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 大学はそ
れぞれ自主的にやるべき本質を持つて
おりますから、一斉にやるという考へ
方は大内自治を尊重する意味において
は当然には出てこない問題かと思ひま
す。しかし、私は実際にどちらがいい
かといふことを批判する能力はござい
ませんので、結論的なことは差し控
えていただきます。要は、しかし、
私は先刻も申し上げました通り、大学
の見識において良心的にやることに間
違ひがあるはずがない、試験問題を
作つたり、あるいは試験を執行する大
学当局の良識に待つべきものだ、月給
が安いから間違ひするのだといふよう
なことは、むしろ責任をもつて給与を
よくしてあげるといふ責任は、むしろ
言わずしてわれわれにあるわけですが、
それとこれは問題としては私は別
個じゃないか、そういう意味において
私は大学当局の良識に待ちたいと思
ひます。

○矢嶋三義君 所管局長はどういふ見
解を持つておられますか。

○政府委員(小林行雄君) 確かに、従
来からでございすが、現在の制度で
は必ずしも大学教育を受ける者が的確
に選抜されてない傾向がある、これ
について統一的な国家試験をやつたら
どうかといふ意見もございすが、私
どもとしては、この事故をきつかけ
に、国で統一試験をやるといふような
ことは考へておりません。ただ、大学
入試試験について、抜本的に改正すべ
きものがあるならば、中教審で審議の
結果、改正しなければならぬといふ
意見を持つております。

○矢嶋三義君 その検討は慎重に検討
されるように私は希望申し上げてお
きます。
次に伺ひますが、入試問題に關連し
て、水増し入試を許可した人員は最終

的に何名になっているか。その員数を文部省としては承認したかどうか。さらに、国立大学で定員に満たぬ入学をさせている大学があるようですが、その定員に満たなかった員数は何人になっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 今回の事故に因連いたしました、定員以上に合格を決定いたしました数は、東京大学におきまして三名でございます。それから九州大学におきまして二十八名でございます。茨城大学におきましては、一応定員より百二十二名上回って合格の決定をいたしました。結果的には、茨城大学は二学期であるような関係もございまして、入学取り消し者が相当数ございまして、最終的には入学定員より上回った十九名というものを余計とったという結果になっております。

なお、国立大学におきまして、入学者が定員以下になっておるものはかなりの大学についてございまして、それにつきましても、的確な数字を申し上げる資料をただいま持ち合わせておりませんので、調査の上、お答えいたします。

○矢嶋三義君 国立大学の入学者数が定員以下になっておるものな理由は、どういふものでございませうか。

○説明員(村山松雄君) これは基本的な理由は、国立大学におきましては定員通り入学を許可いたします。ところが受験者の中には国立と私立、あるいは国立でも一学期と二学期というようなかかけ持ち受験をする者がございまして、一方の大学の入学を取り消すという者が出て参りますので、最終的に入学手續をする者が定員以下になるわけ

でございます。国立大学の場合ですと、それが軽微な場合には、一般には二次募集というような埋める措置をいたしませんので、従つて、入学者が定員を下回るといふことになるわけでございます。文部省といたしましては、大体従来とも定員を基準といたしまして、一割程度多く入つたり、あるいは少なく入つたりすることは、やはり学生の定数管理上やむを得ないことと思ひます。二次募集等の措置は講じなくともやむを得ないのではないかというふうに承知いたしております。

○矢嶋三義君 この際私は指摘しておきたいのですが、一割程度上回るのとは大體慣習として認めておる、そのことは私個人としてそれでいいと思ひます。しかし、定員を下回るもの、これは何とか工夫をこらして、補欠入学とか、何か適当な措置をとることによつて、定員は充足できるように配慮していただきたいと思ひますが、全国的に正確な数字を持つていないから、私はここで申し上げませんけれども、私が知つてゐる若干の大学につきましても、相当定員を下回つた入学者でスタートしてゐる。ずいぶん入学希望者が多いわけですから、その定員に即応するだけの施設設備があるとするならば、国家の人材養成計画という立場から言つても、定員一ぱいには入学許可ができるように、各大学当局で御善処願ひたい、かように希望意見を持つておることを申し上げて、この点、文部大臣並びに大学局長は、矢嶋の発言をお忘れのないようにしていただきたい。これは要望です。あと二問ですが、それは、文部大臣に伺ひますが、今、国立大学の定員関係を伺つたわけ

ですが、話を私立大学に移しますが、五月三十一日、日本大学等十私立大学は声明を出しましたね、その内容は御承知と思ひますが、学科の新設、増員、これについては文部省に届け出るだけで自主的に私立大学は行なう。それに基つて具体的に、日本大学とか、東海大学は二次募集をするという声明を五月三十一日付で発表されてゐる。これは日本の私立大学としては異例の声明だと思ひます。また、相当重要な内容を持つてゐると思ひます。この声明に対する文部大臣の御所見はいかようなものであるか承りた

い。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) あの声明通りに、当該大学で責任をもつてやられる限りは望ましいことだと思ひます。学科の新設、増員等は、法律上は届出に於ておることは御案内の通りであります。実行上、学部新設の認可の場合に、認可条件として、自分の間、そういう問題についても協議してほしいというところで運用して参つておるようでございますが、届出だけで自主的にやるのだと、自信を持つて、名実ともに、質の落ちないようによつて下さる限りは協議の必要がない、協議するゆゑんのものも、大学設置基準に照らして妥当な線で運営して下さい、実行して下さいというところを、学生にかわつて文部省が大学当局に要望する機会を得るための協議であつたと承知いたしますが、声明通りであります。御意向と受け取りますと、それ自身はかれこれ申すべきではない、むしろ本来の姿であらうと思ひ得ております。

○矢嶋三義君 その答弁けっこうだと思ひます。ただ、私は先般も伺つたわけですが、一國の文部大臣としては、国立、公立、私立を問わず、大学生が何名今在學しているということだけは数字を持つ必要があると、かように私は考へるのですが、政策を遂行していく上からも、その点について現在自信があるのかないのか、その点御所見をあわせて承りたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今日まで、文部省は全国の私立大学の生徒数の実態は把握してありません。遺憾なくとてございまして、実情は正確な把握ができておりません。認可しました定員ないしは今申し上げた協議の線に従つてきまして定員は、むろんはつきりいたしておりますが、実在数がどれだけかとなりまして、年に一回の統計法に基づく指定統計に於いて報告される数が第二次的な数として把握されております。それもほんとうの実在数よりも下回つた数だと推定されるのでございまして、プラス・アルファどれだけか、各大学別にどれだけのそれ以上のオーバーがあるかという意味において把握しておりません。今もって全般的に正確な把握ができていないことは遺憾でございます。これは文部省自体も考へねばならないことでございますが、そもそもは、把握できる制度は一応あるにかかわらず、それに協力していただけない結果がそうなつてゐると思ひます。協力してもらへるような努力が足りなかつた点もわれわれは反省すべきじゃなからうか、御指摘の通り、完全掌握ができていない自信のある文部行政ができていない道理もございまして、今後その原因等を私学側も考へていただき、われわれの方も検討いたします。

○矢嶋三義君 ただいま問答している点は、本日の質問の主題でありませんが、長く質問いたしました。入試問題に因連して、水増し入学が行なわれたといふことと因連して伺つたわけですが、それで、もう一つ因連するから伺つておきますが、それは、例の三月十二日の池田声明、これと五月三十一日の十私立大学の声明とは不可分の関係にあるわけですか。三月十二日の池田声明に対しては、文部省は調査をして回答をするといふことであつたわけですが、本委員会には何らの報告もございせん。あるいは文部省としても池田長官に回答してないのではないかと推察されます。そのことが五月三十一日の声明となり、理工系二千七百人を水増し入学をさせた、さらに、二次募集を自主的に行なうといふ内容の声明になつたものと私は判断いたします。そこで、伺ひたい点は、あの三月の池田声明から今までの文部省における調査の結果といふものはまとまつたのか、どうなのか、本委員会に報告がないか、それはどういふ理由なのか、きょう報告ができるものならば、いかような報告ができるのか、池田科学技術庁長官に対しては文部大臣から何らかの回答をしたのかどうか、したとするならば、いかなる内容の回答をしたのか、大臣並びに政府委員からお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 池田長官の勧告につきましては、数回にわたりました。お答え申し上げたと思ひますが、あの勧告の主眼点は、技術革新に

すべく、現在の国公立の大学入学生員から推計して、所得倍増計画との相互関係だけを考へても相当の不足額が予定される。従つて、私学にも特に協力を求めて、その不足をできるだけ充足するようにということが主眼点となつておつたと受け取つております。従つて、その主眼点に關します限りは、そうをう一カ月や二カ月で結論が出ないことではありますし、ことに、予算ないしは立法措置を要するのが本則でございますから、年度としては来年度以降の問題として慎重に考へねばなるまいというのが結論でございます。このことは、池田長官に回答を要するまでもなく、自明のことであると心得ております。さらに、三十六年度を含んで、予算とは関係なしにやる方法があるはずだから、そのことも善処したらどうだという意味合いのことがあつたわけでございますが、たまたま知り得ました十一大学については、調査しまして、結果は出ております。その後、また届出等が二、三あつたようでありますが、届出でございますから、その内容はむろんわかつております。ですから、それは単なる数字であり、さらにまた、先刻お尋ねがございました、文部省自体が十一大学ないしはその後の届出大学以外の圧倒的多数の私立大学について、完全掌握をいたしてない状態において、たまたま知り得た部分的なことについての結論を出すことは、私は適當でない、へんばな処置に陥るおそれがある、こういう考へのもとに、総合的な調査並びに総合された調査に基づく判断をすることが、池田長官の勧告にこたへるゆゑんである、かように理解いたしました。今申し上げた意味

合いで今検討をいたしたつたのであるでございます。何月何日までには結論が出るというところは今のところ予測できません。しかし、なるべく早く結論を出しまして、今後無用の水増し入学がないように、私学の経営それ自身も、聞けばずいぶんいろいろと苦心もあるやに承知いたしますから、そういうこととの考へ合わせを十分いたしまして、今後国民から批判を受けないような方策いかんということも、結論的には見出したたく、せつかく検討中であることをお答えいたします。

○矢嶋三義君 政府委員、ないですか。○政府委員(小松行雄君) 大体、大臣からお答え申し上げたことで尽きておると思ひます。

○矢嶋三義君 もう一つ、御要望申し上げておきますがね。他の大学はおおむね原因の究明と責任の明確化が完了したようですが、九州大学と宮崎大学はまだ終わつてないようです。この両大学については、そのあやまちが大きかつただけに私は大きな関心を持つております。両大学が自主的にいかうな解決をするかということを目して私は見守るものです。おそろく両大学当局から文部省に報告があられると思ひますから、報告が参りましたならば、当委員会にこの報告事項を御提示願ひたいということをお望み申し上げます。

それから文部大臣に他の点で御要望申し上げますが、先ほどの私立大学の件ですね。この点については私学の一部、いや、相当部分から、ともかくも文部当局は不信を買つてゐる、その当否は私にわかにここで判定いたしません、ともかく不信を買つておると

いうことは私は否定できないと思ひます。協力関係が十全でないということも認めざるを得ないと思ひます。これは国の文教というところを考へる場合、ゆるがせにできないことだと思ひます。この原因は幾つかあるでしょうが、これは文部省に限らないが、日本の今のこの各行政官庁の人事を見ますと、文部大臣、聞いておいていただきたいのですがね、官学偏重の傾向は強いのです。終戦後、人事院が発足以来、日本の私学が伸張し、私学出身の優秀な人材が登用される傾向が出てきたことは、戦後の人事行政の一つの私はよりよき芽ばえだと見ておつたわけですが、戦後十五年経過した現在、だんだんと戦前にバックして、官学出身と私学出身の間に、人事行政面で非常に差がつきつつあることは非常に遺憾なことだと思ひます。これがやはり不信を買ふ原因の一つにもなつておると思ひます。官学を出た人がすべてが必ずしも勤勉で優秀だとは限らない。また、私学の卒業生の中にでも非常に優秀な人もおられる。勤勉な公務員もおられるはずですから。そういう人々は官学とか、私学とか、そういう派閥にとらわれることなく、適材適所で抜擢登用することよりな、はつとつとして、生き生きとした人事行政を、文部省に限らず、日本の全官公庁で行なう必要があるというところを私はしみじみと感じてゐるものです。この点については文部大臣に要望も含めて御所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お説はごもっともだと思ひます。文部省に關する限りはそういうことはございませ

○委員長(平林剛君) 本件に關する調査はこの程度といたします。

○委員長(平林剛君) 次に、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に關する特別措置法案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○野本品吉君 国民全体に教育文化の恩恵を均霑させたいということは非常に大事なことであるが、遺憾ながら盲聾その他の諸君に教育の恩恵といふますか、均霑しておらない事實はまことに困つたことだと私も思つています。なお、これらの教育の問題につきましては、あるいは公立、あるいは私立で、このことに当たつて熱心によつておられるところもありますけれども、全体的に見ますと、いさゝか十分でないと思ひます。私は人道的な立場からみれば、からだの工合の——目の悪い、耳の悪い、あるいはからだにいろいろと故障を持つてゐるというふうな人にと、かえつて教育の重点が向けられなければならぬというふうに考へておりますが、これも遺憾ながら十分であるとは考へておりません。こういう点に着目されての社会党の皆さんのこの御提案の趣旨並びに精神につきましては、十分敬意を払つていかなければならぬと、かように考へております。ただ、教育が一般的に普及し充実にすることはだれでも望んでおりますけれども、われわれが理想として考へるような現実を直ちに目の前に打ち立てるというのことはなりません。いろいろな金

の問題、あるいは土地の問題、いろいろな点からいひまして拘束されますので、われわれは順を追つて教育の理想郷を建設しなければならぬと、こういうふうに考へておるわけです。そこで簡単に二、三の点につきましてお伺ひしておきたいのでありますが、この社会党の提案によりますと、たとえば給与費を二分の一、それから教材費の二分の一、新築増築費の二分の一を補助する、あるいは負担するということではあります。それから養護学校の高等部、幼稚部を設け、こういうふうな考へ方よりであります。そこで問題は二つ、三つ頭に浮かんでくるわけです。どういふことかと申しますと、たとへば校地の買収費の一つの項目をとらえても、現在の義務教育の小学校においても、まだ買収費に対してはこれを國が負担するといふ何らの措置が講ぜられてありません。講じていないのがよろしくないのだといへばそれまでのことではあります。それに対して、今度の御提案によれば二分の一の補助をするというふうなことになるわけですか。そこで私がお伺ひしたいのは、大体どのくらいの盲学校の幼稚部及び高等学校の充実に土地を必要とするかということ一つを取り上げても、なかなかこれは計算がめんどうになつてくると思ひますが、大体育聾の幼稚部、高等部の校地の所要面積というふうなことにいつてどういふふうにお考へになつておりますか。この点をお伺ひしたいと思ひます。

○米田勲君 野本委員からも今質問の際にお話しになつたように、私たちの考へ方としては、日本における各学校の教育水準、教育の条件をできるだけ全体的に上げていくという立場を考へな

ければならない。ところが、今までずっと経過してきた状況を見ますと、たとえばこういう盲聾学校、養護学校などについても、中学部、小学部の関係については、定数法でも、義教法でも、施設負担法でも先に行なわれていく、それから入学している生徒、児童の数が非常に義務教育の普通の小中学校、高校の場合が多い関係もあってか、従来ともういう盲聾学校、養護学校の問題については、何年かづつあとに回ってそれが整理されているというのが過去の常態なわけですね。ところが実際問題として、この子供たちが社会に出た場合には、今日の社会の情勢では健康な身体を持つていく者ですら、なかなか社会の生活に伍していくのはいろいろな問題があるのですから、ましてや身体の不自由な、盲聾という重大な身体に欠陥のあるような児童、生徒については、一そうそれが困難であるということとはだれしもわかるわけです。だから私はその他の学校はあと回しにして、盲聾学校の方だけ前へ進めろというふうなむづかしい考えではないのですけれども、こういう特に国民の中で数は少ないけれども、気の毒な条件にある子供たちが学ぶような学校を特段に注目し、それに国も大いに力を入れてほしい。そのことがその子供たちの将来のために大事なことになる。また、これはそういう子供たちが世の中に出ていって生活をし、社会的な活動をする実態をいろいろ考えてみて、特に重視する必要があるという考え方も、今いろいろな議論、難点はありますけれども、この法案をまとめて御提案いたした次第です。先ほど恐縮でしたが、資料を差し上げてある中で、

現在不足の坪数というものの推定を二千八百六十八坪というふうに押えたわけですね。これを大体三カ年計画で、一年間には九百五十六坪づつ完成をしようという考え方、その不足坪数のことについては、私一応調査をしてあったんですが、これを建てるための校地については、具体的にどれだけの必要であるかというふうな点については、目下のところ正確な数字を持っていないわけですね。なお、必要があれば早急に校地の広さ等について調査を完成して後日お答えしたいと思っております。

○野本吉吉 私は校地の問題を取り上げましたのは、この種の学校の施設、設備の充実のための予算という、ことを考えて、積算の基礎がどうなっているかという点を明らかにしますことが、やはりこの問題を進めていく上においてはおきかぬ大事な点だと思っております。この法案によりまして、額四億六千万円——五億程度というところになっておるのですが、ここで一応御提出になりました資料、給与費、教材費、施設費等が出ておるんですが、さらに校地その他補助なり、あるいは負担の対象としておるもの、予算の積算の基礎をさらに明確にしておくことが、具体的には重要なことである、という考えはお伺いしたわけですね。

それから次に伺いたいと思いますことは、現在におきましてこの高等部、幼稚部というものを義務制に準じたやり方で進めていく、あるいはこれを義務化するということ、そのこと自体というものは、私はやっぱり恵まれない子供のために非常に大事なことであり、成果というものは一応期待されるというふうに考えられますけれども、ここでさらにやっぱ具体的に問題を進めていくということになりますと、一般の高等学校、それから幼稚園等にはまだそういうことが考えられておりませんので、そこで一般の高等学校、幼稚園というものの教育との関連においていろいろ問題が起ってくると思うのです。この案の通りにやりますという、連鎖的に必ずそこへ影響、関係が起ってくる、こういうふうな点について提案者はどのようにお考えになっておられますか。

○米田勲 これは私特に自分で担当をした盲聾学校、養護学校の幼稚部、高等部の整備について特に担当したものですから、この法案の提案者になっているわけですが、私はやはり日本の全般的な教育を進めるのには、現在、小中学校が義務教育というところになって半額国庫負担の制度ができておるのですが、これはやはり高等学校、幼稚園についても、漸次国の経済力が増大するに従って早急に小中学校と同じような条件に近づけるように努力をする必要があるというふうに考えております。ただ、私はこの法案の担当者であつたものですから、この部分だけが強調されているように考えられますが、他の議員からも提案になっている法案等もあつたものと、全体的にやはり質問者の考えておられるような総合的な前進をはかるという立場で考えてはおるのです。

校及び養護学校の幼稚部及び高等部が対象になっておるわけですが、公立のこの種の学校を全部提案者の考えるように取り扱っていくというところになります。私立の同様な学校への関係が生じてくるわけですね。そこでこの法律の及ぼす私学に対する影響と、それと私学の経営の問題、私立の盲聾学校、養護学校の幼稚部及び高等部の経営の問題というものはどういふふうにお考えになっておられますか。

○米田勲 野本委員のお説はごもっともなんです、けれどもこれも一度にという立場をとらないで、今回は公立の学校について問題を解決していく、順序的にそう考えております。

○野本吉吉 いろいろ伺いたいことはありますが、私が年来考えており、またこの委員会でも、ときどき申し上げておるのがあります。盲聾の生徒、それから盲聾の子供、それから養護学校におります身体的な欠陥を持つておる子供、それから精神的に欠陥を持つておる子供、こういう子供に対しては、もともと日本の政治が目をかけて、最初申しましたように、教育文化の恩恵が文字通り、いかなる条件、いかなる状態に置かれておる者に対しても均等に与えるような日本の国を打ち立てると、こういうことがまあ非常に大事なことで、いろいろの資料もあつた、また、今二、三の質問に答えられました提案者の気持ちもわからないではありませんから、この資料、それからいただいた御答弁等を通して、さらにこの問題について詳細な検討を加えて、後日の機会にまたあらためてお伺いしたい、かように思います。

これです。これで終わります。

○野本吉吉 それは公立の盲聾学校、養護学校、これは公立の盲聾学校、養護学校の幼稚部、高等部の整備について特に担当したものですから、この法案の提案者になっているわけですが、私はやはり日本の全般的な教育を進めるのには、現在、小中学校が義務教育というところになって半額国庫負担の制度ができておるのですが、これはやはり高等学校、幼稚園についても、漸次国の経済力が増大するに従って早急に小中学校と同じような条件に近づけるように努力をする必要があるというふうに考えております。ただ、私はこの法案の担当者であつたものですから、この部分だけが強調されているように考えられますが、他の議員からも提案になっている法案等もあつたものと、全体的にやはり質問者の考えておられるような総合的な前進をはかるという立場で考えてはおるのです。

○野本吉吉 私は最近、国公立の学校の問題が取り上げられますというところ、直ちにそれが私学に影響して、私学側からいろいろの賛否の意見が出る。たとえばこの程度の問題にいたし

ましても、国公立の問題が取り上げられると、そうすると、私学に直ちに影響があるというので、いろいろと反対が起ってくる。従って、国公立の学校の問題についてはいろいろな問題を取り上げる場合には、それとあわせて、できるできないは別として、私学対策をどうするかというところが当然考えられてしかるべきだと思つておるのです。その点についてはどうでございましょうか。

○委員長(平林剛君) 他に御質疑はございませうか。——他に御質疑もなければ、本法案に対する質疑は本日のところはこの程度にいたします。

○委員長(平林剛君) 次に、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。米田勲君。

○米田勲君 ただいま議題になりましたことについて、私、先目いろいろ質問をいたしました。その後、文部省の關係の方から非常に熱心にいろいろな点について私の疑問としていろいろに説明していただいたわけで、相当、文部省側の考えもわかって参りました。しかし、私はもう一度、この委員会が私が疑問としていた幾つかの点について明確にしていきたいと思うので、相当時間になると思いますがそれだけでも質問させていただきます。

私はこの法案そのものはいろいろ問題がありますが、教育基本法の第二条にも、あらゆる機会、あらゆる場所において教育の目的が実現されなければならないといったようなことが規定されておりますし、第七条にも、勤労の場所その他社会において行なわれる教育に対して、国や地方公共団体が大きい奨励していかねばならぬというふうに基本法はうたっておりますので、企業の中その他のところにおいて技能教育が行なわれるということについては賛成なのであります。ただ問題は、その技能教育が行なわれている場所、それはこの法律の改正案全体をながめて見ると、決して法律にいう、学校教育法にいう学校ではない。その学

校でない場所によって行なわれた教育、そこにおいて受けた学習、その学習が高等学校において教育を受け、学習をしたと同じように、履修の一部として、聞くところによると二分の一といたつたような相当分量の多い課程を履修したように認めるというところに多くの問題が将来発生するのではないかといいこと、そういう疑問が次々に起こつて参りますので、その疑問をどのようにして排除することができ、か、難点を排除することができ、かという問題だと思ひます。私がこの間申しましたのは、高等学校長が、文部大臣の定めるところによつて、技能教育を受けたその生徒たちの学習、教科の一部を履修したものと認めるという、そういう任務というか、責任を負わせるのであれば、当然その企業内なから企業内において行なわれている教育作用について、高等学校長の何らかの権限が、権限とまで言わなくても、指導助言が法的に及ぶようにしておかなければ、文部省のこの間の答弁のうちに、特別な關係にあるのか、あるいは緊密な連絡を取るはずだからというふうな抽象的なことでは、この法改正によつて非常に乱れていく状態が予想されるわけですから、そこで、私はその点について文部省は、本法の中に高等学校長の権限なり、任務なり、あるいは指導助言なりの問題をうたわなかつた理由は何なのか。うたわなかつても、この技能教育、企業内等で行なわれる技能教育が誤りなく常に行なわれているのかどうかというふうな点について、再度まとめて一ついろいろ御答弁が願ひたいわけなんです。

○政府委員(内藤三郎君) この点は、大へんごもつともな御質問でございますが、実は、「前項の施設の指定に關し必要な事項は、政令で、これを定める。」というところで、政令の場合に相当きびしい条件を課しておるのでございします。入学資格は学校教育法四十七条に規定するものである。修業年限は三年以上、しかも年間の授業時数は千時間を超え、教育内容は指導要領に合致したものを含む、その他いろいろと書いてございしますが、特に教員につきましては、原則として高等学校の教員の普通免許状を有する者、またはこれと同等以上の者、こういうふうな、その他いろいろと施設設備につきましても、高等学校と同程度のものというふうな、きびしい、実は政令の基準を準備いたしておるのでございします。同時に、教育内容につきましては、ここにありますように、「校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。」これは校長の権限でございしますから、これを認めるか認めないかというふうなことは校長が判断するわけでございします。そこで、御心配のようになります、全部認めるというふうなことになるに、これは大へん心配でございします、事実上、ほんとうに高等学校教育と同程度のものをやつたという認定が必要なんです。それは今度省令の中で規定をいたしたい。どういふ科目についてまず認めるか。国民教育というふうなものは、これは認める意思はございせんが、実験実習のようなもの、これは認めていきたい。それから内容は、あくまでも高等学校の学習指導要領の定めるところに合致して

いる場合に限つて認める。校長は生徒の技能教育施設における学習の課程を觀察せるとともに、必要に応じて試験を課し、または報告書を提出させることができる、こういうふうな規定を置きて、御心配のないようにしたいと思ひます。

それから、先ほど半分というお話が出ましたが、これは私実は衆議院のとき三分の一程度と申しました。三分の一を限度にする。しかし、最高限二分の一程度くらいのことがあり得るといふことは申しましたけれども、今私どものいろいろ検討した結果、三分の一を限度にしたい。しかもその場合に、御指摘のような御心配のないように、場合によつたら試験を課し、授業時数等の一切の報告を検討して、それで確實にこれが高等学校教育と同等であるという認定をした上で校長が認定させるようにしたい、こう考えておるわけでございします。

○米田勲君 私は今後、当委員会に提案をされる法案等について、ぜひ文部省側としても考えてもらいたいことがあるわけだ。それはこういう法律案を出す、直ちに起こつてくる疑問があるわけだ。その疑問は、あなた方の今の立場である、省令や政令によつてそれを定めようとしているわけだ。その省令や政令の要綱や内容は全然われわれの前に見せられないで、ただ法案だけ出して、趣旨説明をされて、そして審議をするというところが、これは非常にむだな時間がかかるのではないか。だから、当然本法にうたうべき——僕はそう思うのですが、本法にうたうべき問題があると思うのですが、もし本法にうたわ

ないという特別な考え方に立つたなら、当然起こつてくる疑問点について、同時に資料として、政令の要綱とか、省令の要綱なりともあわせて提示して、問題点をわれわれの方で検討したとき、直ちに総合的に判断できるようにすることが大切なんではないか。われわれが本気になってたくさん疑問点を持つてここへきてみると、何か省令や政令の方にその本体があるようにされたのでは、全く検討をするのに困るわけだ。ぜひ、まあ将来の問題ですが、そういうふうな考慮してほしい。これはまあ要望です。

そこで私は、文部大臣が技能教育のための施設を指定する場合に——いろいろ文部省の關係の課長あたりから話を詳細に聞きましたが、ずいぶん条件としてはこまかく規定する模様です。それがお話のように、こまかくきつと、この趣旨説明の中にあるように、高等学校の設置基準以上のような条件を整備するというのが指定の条件になるようですから、それはぜひそういうふうにしてもらわなければならせんけれども、考えてもらわなければならぬことは、指定をするときに、条件が整備しておつたからといって、そこにその後十年——まあ十数年です、継続して行なわれる教育作用が、絶えず高校教育に匹敵する技能教育が行なわれているとわからなければならぬ。私はこの前も、それは物理的な、形式的な条件が整備しておつたというに過ぎないのだ、こういう主張をしたところ、それは、そういう考えからです。ところが、私立学校法などを見ると、これは非常にきびしい条項があります。私立学校法の第五条の二号には、「法令

の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかったとき、その閉鎖を命ずる」といったような、非常に手きびしいものが法定されているわけです。ところが、この一度指定された授業内における訓練技能教育については、指定が取り消される条件は、

法律のどこにもないわけです。そうすると、われわれの判断からすると、指定を受けるときには確かにきびしい政令、省令できめた条件は揃っておった。しかし、その後その条件が相当部分欠けていっても、なおかつその指定が取り消されるような法律にはなっておりません。また、指定をされて、そこで教

育をされているが、相当期間いわゆる技能教育が行なわれていなくても、それは何ら私立学校のときのようなきびしい条件はないというようなことになると、これは私は非常に問題だと思わけます。私立学校という、学校教育法にいう学校でさえも非常にきびし

い、指定を取り消す、閉鎖をさせるといふ条件があるのに、これにはそういうものが全然本法にうたわれていないというのは不備なのではないかということも考えるのですが、どうですか。

○政府委員(内藤譽三郎君) 大へんごもつともな御質問でございます。実は、先ほど申しました「前項の施設の指定に關し必要な事項は、政令で、これを定める。」この政令案の要綱の中に、御指摘になつたような、この指定の基準に合致しなかつたような場合は文部大臣の指定を取り消すことができる、こういう規定を設けるつもりでございます。

が、先ほどの答弁の中にちよつと現われておりましたが、高等学校長は、申請されてきた教科の一部としてこれこれのことをやったから、履修したものと認めて認定してくれというおそろく報告書がくるのだと思いますが、そういうものが出てきても認定しないという権限はあるのですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) これは法案にもございますように、校長は教科の一部の履修とみなすことができるというところでございますから、当然に全部をやるわけではございません。そこで、文部省令の定めるところによりまして、この点も明確にいたしまして、校長は生徒の技能教育施設における学

習の課程を観察するとともに、必要に応じ試験を課し、または報告書を提出させることができるようにする、この条件に基づきまして、合致しなかったらこれを認めない、こういうことが当然にこの法律上できるものと解釈するのでございます。

○米田勲君 私は本法の上に、高等学
校長の権限なり、指導助言のことを法
定しなかったということが問題だと
いつて考えておるのは、実際の問題と
して、企業内から技能教育を受けまし

たといって申請が来た場合、これはどうも認定できないというようなことで拒否することは、非常にしづらい状態が起こってくるのじゃないか。これは税務署の關係、いろいろな仕事の關係などを見ても情実は働きます。だから、これだけ履習するのだといって持ってきたものを、指導助言あるいは監督権といったようなものが全然ない校長が、はたして、君のところから申

分の一はだめだとか言って切り落とすことができるのか、自分の監督下にあるという法律上明らかな位置であれば、それは問題はないのじゃないか、それは非常にできづらいことだと、それから往々に思わしくないことが起こりやすい。企業者側からいうと、できるだけ販習を認める部分を大きくしても

らしい。そうなってくると、何も相手は自分たちを監督したりする権限のない相手だから、何とかかんとかコネをつけて、そうして実際はそうではないのにそれを認めるというような結果にでもなったら、これは大へんなことになると思うわけです。そういうようなことはないようにしますと、おそら

くないようにしなけりやならぬという
ふうに答弁になると思いますが、私は
それは非常に問題だと思ひのです。そ
ういうことを考えるにつけても、本法
の中にうたつておく方が誤りがないの
ではないかということを考えるのです
が、いかがですか。

○政府委員（内藤馨三郎君）　もちろん
 本法の中に詳細に規定することも一つ
 の方法ではございますけれども、法文
 の関係で、たとえば学校教育法でも卒
 業認定は校長の認定にしておりますの

で、そこまで一々しなかったわけでございます。ただ、定時制の生徒は生徒の面から見ますれば、これはあくまでも自分の学校の子供です。技能者養成施設の間でもありますが、同時に自分の学校の子供だ。ですから、その子供がどの程度の学習をしておるかということは、これは試験をしてみればわかるわけです。必要があれば試験をして、そして最後に単位の履習をする

心配しているのは、同じような教育をやった場合に、二重負担になっては子供がかわいそうだというだけでございまして、技能者養成施設の方では、むしろこれに対しては企業者側では反対があるところもある。なぜかと申し上げますと、高等学校を卒業しますとほかへ行ってしまう、せっかく自分の技能者

養成施設でやったものが、高等学校の資格をもらってどこでも行ってしまう、あるいは大学へ行ってしまうという点で、だいぶ御不満もあるようです。ざいですが、私どもはぜひ子供の幸福を考へて、二重負担のないようにという、こういう趣旨でできておるわけでございます。

○米田勲君　私の問題にしておる個所は、ほとんど省令と政令にまかせられておるので、法案の修正はしなくても問題が解決つくというのはいささか問題です。申請をして来たものを認定をするというやり方ではなしに、当然企業内で技能教育を受ければ、そのものに

はプラスチックに力がなっていると
思います。だから、報告書を見てど
ういう教育をしたか、報告書を見て高
等学校長独自の権限と立場でテストを
するとか、高等学校長が出すテーマに
対

してレポートを出す、そういう点に私は高等学校長の課する試験とか、あるいはいろいろな才能がプラスアルファになった部分を認定するために必要な措置を高等学校長にやらせるようにした方が的確にいくのじゃないか。そうしなければ法律の上に高等学校長の権限がうたわれていなくても、実質的にそれがうまくいくのじゃないか。申請して来たものをテストするということが

あれば、やはり普通の人間同士の関係であるとか、まあまあこれは認めよう、こうなつてしまふので、そういうふうな政令や省令の中になつたときには、一方がより弊害を除去できるのではなかつたかという私の考えなんです。一步譲つて、本法を修正しないとすれば、そういう点でおきかえることはできない

いものかどうか。

○政府委員(内務警三郎君) 御趣旨の
点、ごもつともでございますので、校
長がどういふ様式の報告書をとるか。
あるいは校長が試験を課するのなら課
するといふように、校長の方にイニシ
アチブを持たせたいと考えておりま
す。

○米田勲君　そうすると、私は回りくどいことを言いましたが、私の言うように、独自の学校長の立場でテストその他のことをやって、しかる後、認定をするというふうにさせるんですか。それはテストしてもしなくても校長の任意だということにするんですか。

どっちですか。

○政府委員（内藤警三郎君） 校長の権限にまかせます。

○米田勲君 まかせる……。

○政府委員（内藤警三郎君） はい。

○米田勲君　それではその次に、この間、私は資料を出してもらいたいといふお願いをしたんですが、まだいただいておりませんが、その資料の中いろいろな総合的に出してもらえるんだと思いますが、公共職業訓練所の技能教育は今回のこの法案の対象になるのか、ならないのか。

○政府委員（内藤馨三郎君）　現在のところはこれは対象にいたしております。

○米田勲君 これは私はまあ法律との関係があるから、そういう立場をとったのかどうかはわかりませんが、この改正法律案を出す基本的な立場というものは、働いている青少年が居るだけ高等学校の単位を習得するに都合のよいようにはからってやろうというお気持ち、いろいろ順序立てられてこうなってきたと思うのです。そうすると、この企業内における技能教育を指定して、そして単位をとるのに便宜を与えるという立場をとるなら、当然私は公共職業訓練所における技能教育についても、これは相当施設や設備の整った高度のものをやっているところもあるんですから、ここで受ける技能教育だけはこの法律の対象にしないという考え方は、私は片手落ちではないか。やるならどちらも同じような条件の生徒、学生なんです。これは同時に対象にするようなことを考えるべきではないのか。

○政府委員(内藤三郎君) 原則論としては私全く同意でございます。ただ、現在の公共職業訓練所は終業年限が一年でございますので、ちよつと該当しかねると思いますが、別にこれを除外している意味ではございません。高等学校と同程度の施設設備内容を持ったものであれば、公共職業訓練所のみならず、私は青年学級でもいいと考えております。

○米田勲君 公共職業訓練所の課程が一年だ、僕は一年だからだめだというわけにいかぬと思うんですよ。一年であれば単位は少ないというだけであって、多いか少ないかの差であって、考え方としては一年なんだから除外するという、そういう理由にはならぬので

すよ。一年間の履習であれば、技能教育であれば、その修得できると予想される単位がなくなってくるというだけだ。ところが、これはこの法律がもたらすで出てくるんですが、これは私は適用できない法律になっている、この本法案を、それで、私としては当然この公共職業訓練所に学ぶ技能教育を受けている青年に対しても、本法が適用できるように指定するということをすればできるはずなんだから、その場合には現行法を修正して、この学校教育法による学校教育との重複を避け云々となっている。この公共職業訓練所は学校教育と別個のものをやらなきゃならないようになっているわけなんです。だから技能教育ではあるが、それは学校教育の分野に入らないものをやっているということなんです、この法律は。だから学校教育外のことをやっていけばこれは単位にならないわけなんです。このところを将来あわせて政府の方で法改正をして、そしてこの法律案がかりに通るとすれば、やはり企業内における指定された技能教育も、公共職業訓練所における技能教育によつて受けた学習についても、平等に機会が与えられるようにすべきでないか、その点はどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 御趣旨もつともでございますが、現在の職業訓練法は、今御指摘になりましたように、学校教育とは別だというふうに建前がなっておりますので、ちよつと今のところ私はむずかしいかと思ひます。お話のように、施設、設備、内容その他が高等学校に合致しておるならば、これは可能でございますので、今後必要な面につきましては労働省とも十分相談いたしまして検討させていただきます。

○米田勲君 この指定のときの条件が政令あるいは省令に載せられるわけですが、趣旨説明には、「施設、設備、教員組織、指導内容等が、高等学校と同等以上と認められるときには」となつて、これが条件になつてゐるわけですね。そうすると、これは高等学校の設置基準以上だということに間違いありませんか、この指定される条件は。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま申し上げましたように、この通りでございます。

○米田勲君 そうすると、その中の一つを特定してお聞きしますが、教員組織が高等学校設置基準以上の構成でなければならぬ、免許状の関係から。

○政府委員(内藤三郎君) 御承知の通り、免許状の関係から申し上げますれば、当然、高等学校の教員資格免許状を持った者がなければいかぬと思つております。しかしまた、それと同程度の者があればいい。特に工業学校については、先般、免許法の改正をしていただきましたので、教職教諭でなくていいわけでございますから、私は今の大企業等にもありますところの技師はほとんど適格者になり得ると思ひます。

○米田勲君 内藤さんがさういうふうに答えるので、私は特に問題にするのですよ。これはどうなんですか、免許状の有資格者を指定されるこの技能教育施設に大体全体の何割以上置かせる考えですか。十人のうち一人しか免許状を持ったあたりまえの者はいない、あとは今あなたの言うような者ばかりだと。それでいいんだというよりなことになるよ、きわめてルーズになりま

すよ。今の免許状の建前というのはきびしいんですからね。高等学校の設置基準以上だということをやつたておりながら、実際政令や省令の中にはその点がぼけておつて、十人の教職員組織が必要なら十人の一人しか有資格者がいない、あとはみなそれ以下だというよりなことでは、私はちよつと相済まぬのではないかと。だから、これは最低限度どれ以上考へていますか。

○政府委員(内藤三郎君) 少なくとも半数以上は適格者でなければならぬと考えております。

○米田勲君 それは、ここだけの答弁でなくて、そういう条件がびつと載りますか。

○政府委員(内藤三郎君) 載せたいと思つております。

○米田勲君 載せたいと言つてもらわぬと、載せたいという希望的な観測では僕は困るんですね。なぜかという、私、学識経験者に相当数人にわたつていろいろ意見を聞いてみたんです。そうすると、こういうことを言う人ですね。これは企業内教育は確かに行なわれるようになるだろう。一番問題なのは、ここにおける教員組織だ。企業の中ではかの場合に置いてけば相当優秀である者は決してこの技能教育の場所に配置しないと言ひます。あつちであまり能力がない、悪く言う、ちよつと使ひものにならなくなつてきたから、こつちの方に回せといつて技能教育の方にいくというんです。だから、よほどその点はきびしくしておかないと、くずだけが集まつてきて技能教育をやるといふ結果にな

りかねないぞというものが、数人の人に当たつてみて意見の中に皆それが入つてゐるんです。だから、その弊害を何とかして、どこかで押えなきゃならぬ。それに、さうしたいと思ひつたよりないまいなことでは、絶対に五〇%以上は有資格者、免許状を持った者で構成しておらなければだめだといふ条件を規定すべきだ。そうしてまた、指定するときに、そういう組織であつても、その後やつておる教育の実態を調査してみても、実は指定を受けてあつたが、その人たちは実際の技能教育には当たらないで別な職場に行つておつて、実際やつてゐるのは実習助手程度以上の者だけが集まつてやつてゐると、こういうことになつてきた場合には、きびしく取り締まれるようにやる考へがあるかどうか。さういふものは指定を取り消すというやうな文部省で措置にも出るやうな考へがあるかどうか。この点は非常に問題点でありますので、一つ明確にしておいていただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 諸外国では、技能者養成施設につきましては、最もその会社の優秀な人間が後継者養成に当たり、また、一番りっぱな機械を使つてゐると聞いております。日本でも大きな会社で技能者養成に熱意を持っていらつしやる所は、私もたびたび伺ひましたけれども、大学出のすばらしいりっぱな方が担当してござります。そこで、御心配はごもつともございませうから、その点は明確にいたしまして、有資格者二分の一、少なくとも二分の一は有資格者にするというやうな規定を省令または政令の中に設け

たい。その基準に違反した場合は、これは取り消したいと思っております。

○米田勲君 きょうはまだあとにいろいろ審議をしなければならぬ法案も準備されておいて、さつき委員長の方から一定の時間が来たら中断してくれという、たつての要求があるわけですが、まだ始めるのだいふ時間がかかるようですから、委員長のたつての要求なので、私の質問は後日できるだけ早い時期に残りの分をやらしていただくことにして、きょうはここで自発的に中止をいたします。

○矢嶋三義君 私は、米田委員に引き続いて学校教育法等の一部を改正する法律案の質問を若干いたしておきたいと思ひます。

この法案は、通信制の課程を整備確立した点とか、あるいは通信制の広域通信制の制度を整備するとか、あるいは幼稚園、高等部の盲学校、聾学校または養護学校の設置を認める等々、非常に前進した姿が盛られている点ばかりで、前にも思ひます。ただ、米田委員から前回並びに本日指摘されましたように、企業内の訓練の一部を学校で教育したものと認定するということが、考え方としては勤労青年教育にとつて非常にいいアイデアだと思ひますが、しかし、ただ、日本の今の現状から、学校で教育を受けることを逃避して、そうして企業内において、失礼だけれども、いいかげんな教育訓練をやつて、これを教科の一部の履修とみなすということになつては、今の学校教育体系を乱すことになるので、その運用に非常に問題があると思ひます。これは一部の履修とみなす側にも問題がありましようし、ことに企業家

の良識に待つ点が多いと思ひるので、その点、米田委員の指摘するところは、もつともだと思ひます。この点については、私からもあらためて、この法案を提出した政府側としてはいささかも危惧の念を持つていないのか、それとも、かりにこの法案が成立した後は運用についてはかくかくの点に十分配慮しなければならぬという前提を含めて、こういう条章をうたわれたのか、その辺のところを承つておきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 御承知の通り西ドイツやイギリスでは、満十七、八まで一週間に一日のパート・タイムの義務制を課しておるわけですが、その場合に産業界と学校とが緊密な連絡をとつてやつておる、日本では全部の生徒を、全日制の高等学校を義務制にするところまで参りません。できるだけの修学の機会を与えたいというのでございまして、いろいろ私も地方の技能者施設を見ましたけれども、現在の高等學校よりさらにきつぱな施設、設備、教育施設等の整備されたのがたくさんございまして、御指摘のような不安のないように、指定に当たりましては特に文部大臣が指定しますのはそういう意味でございまして、いいかげんなものが指定をされるというふうなことのないように厳重に指定を行なひ、先ほど米田委員の御心配になつた点は、十分省令、政令の中でこれを解決いたしまして、高等学校の定時制通信教育の振興に一層の寄与をしていきたい、こういう気持ちでございまして。

○矢嶋三義君 その着眼と心がけは非常にけっこうですが、はたしてそのようにうまくいくかどうかという点につ

いて私も若干の危惧を持つておるといふことを申し上げておきます。この通信教育に教育手段として最近ラジオ、テレビが普及利用されるようになったわけですが、そこで私は教育テレビについてちよつと伺いたいと思ひます。各国とも教育テレビを教育手段として活用するといふことは非常に盛んになつてきているようですが、日本でも第三年度に入つておるかと思ひますが、日本の教育テレビというのは小学校中心でやつておるのか、中学校中心でやつておるのか、外国のを調べてみますと、国によると小学校中心でやつておる所もあり、中学中心でやつておる所もあり、私ときどき教育テレビを見ておつて、いずれに重点を置いておるのか、小学校の方が中心でやつておるのかと思ひますが、文部省としてはどういふ立場をとつておられるのか、承りたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) NHKの第二テレビにおきましては、小学校を中心にして中学校、高等学校についてもやつておるわけでございます。小中の方では主として大体午後二時から三時ごろまでであります。高等学校は大部分これは夜の番組に入つておまして、現在NHKがやつております通信教育は英語と数学、化学、生物を三十分ずつやつております。それから文部省がスポンサーになつて、これは予算でたしか千八百万ほど計上しておりました。NETを使いまして機械と物理、この二科目を大体日曜日にスクリーンで通信教育の子供たちが学校へ集まりまして二十分ほど九時前後にやることにいたしておるわけでございます。普通の講義録だけではなかなか修得で

きませんので、テレビによつてそれを補いますと教育効果が非常に上がりますので、今後もNHKにも十分これを拡大するように今お話をしておきます。また、政府の方もできるだけ範囲を拡大して参りたいと思ひておるののでございまして。

○矢嶋三義君 定時制通信教育を論ずる場合には、どうしてもこのラジオ、テレビの問題に関心を払わざるを得ないのですが、大臣に伺ひますが、山村僻地になればなるほど、教育の機会均等の立場から、そういう視聴率を高めるように努力しなくちゃならぬと思ひます。ところがチャンネルの都合等もあつて、大都市周辺の方々が視聴できて、必要なへんびな所の生徒児童がこの恩恵にあずかれないといふことは非常な私は盲点だと思ひます。これらの点については教育の機会均等の原則にのつとつて、政府はNHKに對しまして、あるいは民放に對しまして、も相當巨額の助成をして、そうしてあまねく全国の生徒児童諸君が視聴できるようにやるべきだと思ひます。教育手段として視聴覚に訴えてやるテレビ、ラジオ、こういうものを利用するといふのはこれは世界の一つの趨勢、方向づけです。それなら、そういうものに立ちおくれはならないといふ私は考へを持つておるのですが、大臣の御所見いかがでございますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の点は私も同感でございます。現在、日本でテレビ放送局あるのはラジオにいたしまして、そのネットは世界でも有数な程度までできておると存じます。が、さらに中継局等も順次整備されつ

ておるわけで、いよいよもつてこの面は視聴覚の放送側の施設は世界第一流並みだと私は思ひます。それを教育の場を利用する場合の聴視施設、または施設に應じての計画的な教育の充実といふことには、まだ努力の余地がうんとあると承知いたしておきます。三十六年度予算にも、金額はわずかでございましていかにと思ひますが、今おしやうたふたふたを念頭においていささかの努力をいたしたつもりでございます。せつかくの放送施設が世界一流國並みである、場合によつてはそれ以上かもしれないものを立ちぐされにするような状態は遺憾千万でありますから、もつとも努力をした

と思ひます。

○矢嶋三義君 内藤局長に伺ひますが、私は日本の教育テレビ放送で比較的欠けておる点は、優秀なりつぱなテキストが少ないといふことだと思ひます。これはその感の深きところだと思ひます。これはその予算の關係もあらうかと思ひます。すけれども、安くてつぱなテキストができるような方途はないものか、御研究なさつておられるかどうかというところ、それから先ほど承りました、最近NHKにしても、あるいは教育テレビにいたしましても、民法の方でも科学技術方面の放送を最近取り上げつたところですが、科学技術教育の施設設備が特に僻地において不十分なのが國の実態から考へる場合、テレビを利用した科学技術教育方面に力を入れるといふことは、私は一つの方

これらに対してはどういう御見解を持たれ、今後いかようにされようと思われているのか、局長から承りたい。

○政府委員(内藤三郎君) 高等学校の通信教育につきましては、文部省でテキスト、学習指導書を編さんいたしました、これはいたしております。ただ小中学校につきましては、NHKがラジオのテキストを出しております。そこは御承知の通りでございます。そこで山村僻地の場合には、まず電源を開発しなかりませんので、農林省の電気導入計画と、文部省の電源装置の整備計画と、両方の線から電源の開発を行なっております。ラジオにつきましてもほとんど整備されたと思っております。ただテレビにつきましては、本年も四百台のテレビ受像機の補助金も出しておりますので、なるべく早く整備いたしまして御期待に沿いたいと思っております。

○矢嶋三義君 私は多くは見えていないだけども、たとえば英国の教育テレビのテキストなんかすばらしいものだと思つてですね。日本も若干は作りつつあるけれども、あの水準に比べるとまだまだ改善しなかりやならぬ点が非常に多いと思つて。数が少ないです。それから価格が高くなるということもあるのかと思つて。何かスポンサーになると申しますか、助成をするのか、そういう方法は考えられないものか、そういう例は他国にはないのか、その点は私つまびらかにしてないのですが、局長から伺いたいと思つております。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘の点につきましては、どうも私も調査が不十分でございますので、今後十分検討いたしまして、NHKと積極的に協力するなり、あるいは文部省でテキストを作るなり、現在は通信教育だけやっておりますけれども、この点につきましてもあわせて検討させていただきますかと思つております。

○矢嶋三義君 時間がありませんから、私はきょうは教科書、教材費にほつてだけで質問を終わりたいと思つて、先般御提出を願ひました資料がここに出ております。その第四に、「通信教育の教材費について」という書き出しで、生徒は年間教科書代平均三百九十円、学習書代平均五百七十円、計九百六十円程度である、この九百六十円は生徒は年平均三科目を履修するので、その三科目分の教材費であると思つておられますが、これはいかようにして集計されたものでございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) これは実績から見たものでございまして、これはほかに授業料があるわけですが、大体一科目二百五十円の授業料が別にあります。

○矢嶋三義君 これらの教科書、学習書というのは全部検定を必要とされるわけですか、いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 教科書は全部検定でございます。学習書は文部省で編さんいたしております。

○矢嶋三義君 文部省編さん以外の学習書というものは使われておりませんか、いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 若干あるように聞いております。通信教育連合会でやっております分がございしますが、だんだんと文部省でやるようにしたいと思つております。

○矢嶋三義君 そこで生徒児童の使う教材の編集発行の基本方針について、文部大臣に何とおきたいと思つて、それは最近たとえばワーク・ブックですね、こういうものを教育委員会あるいは学校長会でこれを編集発行して、半ば強制的に各学校に採用させるという傾向がありますが、こういう傾向というものは官制ワーク・ブックになるわけで好ましくないと思つて、御所見いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっとその事実、内容を存じませんので明確にお答えはできませんけれども、問題は学校長会なり教育委員会の良識いかんの問題であらうと思つて。ワーク・ブック等も適切な有効なものは使つてよろしいという建前になっておるうかと承知いたしますが、いづれにしても詳しくはわかりませんので、明確なお答えは困難でございます。

○矢嶋三義君 内藤政府委員、御答弁いたしたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 大臣がただいまお答えいたしましたように、校長会が編さんするとか、あるいは教育団体が編さんするなり、いろいろあるうかと思つて。必要なワーク・ブックでございますれば、これは当然、教育委員会の届出または承認にかかるとも中にはございまして。特に剛読本に類するものは、教育委員会の承認または届出になつてゐるわけでありまして。しかし、一般的にこれを子供に強制させることはいかかと思つて、ございまして、教科書でございせんから。

○矢嶋三義君 私は最近関心を持つて

いる具体的な事例がありますので、具体的に示して所見を承つておきたいのですが、香川県で起こつた問題ですが、従来、先生方の研究団体で、自主的に香川県の地域に適合したワーク・ブックを自主編さん発行したワーク・ブックが自由意思のもとに採用して小中学校が自由意思のもとに採用しておつたのを、昨年から、実質は教育委員会が編集をし、表面には学校長会といふものが出て、そして編集発行して学校長さんが各学校に売り込みに回られる、そして先生方の自主的な団体が発行しているワーク・ブックと過当競争して、一方の発行を不能ならしめるわけですが、こういう事態が起つておるわけですが、しかも当初、学校長さんは出張旅費をもつて、そしてワーク・ブックの販売に回つておつた。それを追及されて出張旅費をとることはやめられたそうですが、しかし、自分の職場を離れて、学校長会の方で発行しているワーク・ブックを各学校に採用させるべく販促運動をするという、こういう実態というものは、私は官製ワーク・ブックで、あらゆる面から見ても好ましくないと思つて、内藤初中局長の御意見はいかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 校長さんたちがおやりなつたものがどういふものか私も知りませんけれども、あくまでも指導要領に準拠したものでなければ内容はならぬと思つて。しかも、同時に子供に使わせるものでございまして、きわめて低廉であることが必要と思つて。そういう点から考えまして、適切なものは使うことは私差しつかえないんじゃないかと思つて、校長が出張旅費まで出してこれを

勧誘するというのは、これはもつてのほかだと思つて。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います、ワーク・ブックという、そういう種類のものは、採用する場合に都道府県委員会に届け出ればいわけですが、従つて、A県ならA県、B県ならB県で実際に子供を扱つておられる先生方が、うちの地域社会——自分の扱つてゐる子供にはかような内容のものがよろしいという見解のもとに、自主的に責任をもつて編さん、発行して、これを子供に使わせるということに、これは民主教育進展のために非常に望ましいことだと思つて、基本的なあり方として文部大臣はどうお考えになりますか。お伺いしたいのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 義務教育に關します限りは、指導要領に合致しておる限りは望ましいことと思つて。

○矢嶋三義君 これで終わりますが、先ほど申し上げたように、看板をいかに塗りかえようが、実質は教育委員会がこれをやらせて、そして任権を持っていらつしやる教育委員会が学校長さんを動かして、いわば一つの行政機構ですかね、そういうルートを通じて、そしてある特定のワーク・ブックを半強制的に採用させるというやうなあり方というものは……内藤局長何話してゐるのです、二人でここに笑ひながら。そういうことは好ましくないと思つて。そういうことは基本的なあり方として、原則としてあまりよくないと思つて、教育委員会なら教育委員会、学

校長は学校長としてなすべきことがあ
ると思うのですがね。正常にして健全
なる民意を妨げることにも相なると思
う。また、必要以上にその教材が画一
化されるおそれもある参りますので、
私は原則的にそういう見解を持ってい
ますが、大臣もおそらく御同感だと思
いますが、御見解伺いたいと思いま
す。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 問題は、
もののよしあしだろうと思ひます。ま
た強制するようなことがあればもって
のほかであることは政府委員から申し
上げた通りと心得ます。

○矢嶋三義君 きよりはこの程度でや
めておきます。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質
疑は本日この程度といたしま
す。

○委員長(平林剛君) 次に、学校教育
法の一部を改正する法律案及び学校教
育法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係法律の整理に関する法律案の両
案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際
発言を許します。

○豊瀬一君 ただいま議題となりま
した法律案、さらに前回通過いたしま
した工業教員の養成の方法並びに本日
も審議を続けております学校教育法
等、いわゆる企業内訓練を単位と認め
るこれらの諸法案を通過してみまする
に、これを貫く一つの筋があると思ひ
ますが、大臣の提案理由あるいは諸
委員の質問に對しまして私が把握いた
しておりますのは、現在の科学技術者
の必要上、世論ないしは時代の要求に
こたえるものである、こういう趣旨の

ものが述べられておりますけれども、
私も以上あげました諸法案につい
て、特に本案につきましても最も関心
を持っておりまして、いわゆる現行
の学校教育諸制度の体制をくずし、企
業の要請との藉口のもとに、安価な技
術者の養成をはかろうとしていること
は、たとえば工業教員に必要な教職課
程の減免をはかつてみたり、あるいは
先ほどの米田委員の質問でもわかりま
すように、全く学校教育法の適用を受
けない者に省令、政令等によって単位
を与えていくといったような措置を考
えてみても明らかかなところでありま
す。私も、科学技術者の養成とい
う問題につきましても、積極的に推進
すべき基本態度であるとは考えており
ますけれども、いわゆる教育というも
のが単に技術者を養成するということ
でなくして、人間形成の最も基本的な
要素を抜きにしては、これはもはや教
育ではない。こういう角度に立ちまし
て質問を行いたいと思ひます。

まず、具体的な質問に入ります際
に、文部省から出しました資料につ
いて確認をしておきますと困りますの
で、一応お話ししておきたいと思ひま
す。工業関係の諸学校の数並びに収容
数等をあげました資料によりますと、
いわゆる四年制の大学機関では約十
万人、全大学の収容人員五十万、さら
に短大では約一十万人、工業関係等の
公私立等の工業関係の学校に収容され
ておる生徒は約二十八万、こういうふ
うに資料を概算したのですが、間違
ないかと判断していいでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 豊瀬委員の
お尋ねの数字でございますが、全体数
で申しますと、国立大学で御承知のよ

うに工学関係の学部を持つてゐるもの
の学校数が四十一大学でございますし
て、その収容の定員が四万九千人、それ
から短期大学、これは昼間、夜間のもの
があるわけでございますが、集計いた
しますと、昼間のものが千二百でござ
います。夜間のものが三千五百四十
十、あわせて四千七百四十、それから
私立の大学、短期大学でございます
が、大学につきましては四年制の大学
は二十三大学でございます。その収
容定員は、これは実数と多少かけ離れ
てゐるかもしれませんが、収容定員か
ら申しますと四万五千五百十二、それ
から短期大学の方は十五大学ござい
まして、その定員が四千二百、かよう
な数字になっておるわけでございます。

○豊瀬一君 私の質問した資料のま
とめ方と違つて個々の資料の説明が
あつたようですが、まあ一応おくとし
て問題を進めたいと思ひます。現在、
以上のような工業関係の学生並びに生
徒が四年制国公立の大学あるいは短
大工業等で養成を受けてゐるわけで
す。ここで科学技術者の養成という角
度に立つて考えますと、私ももと
しては現在の科学の進展に對する教育
としては、いわゆる高等学校等の期間
における教育と、大学以上、特に大学
院等における養成に重点を置くことが
大切ではないかと思ひます。なぜなれ
ば、中教審の答申その他日本学術会議
の諸議論の中にもありますように、科
学技術者の養成につきましても、いわ
ゆる基礎学力の授与といふこと、こ
れが非常に重要視されてゐる。単に今
使つておる機械に即応するテクニシャ
ンということになしに、将来刻々に変

転する科学の進展に對して基礎的な
学力を深く持たせておくといふこと、
しかも、現在のような半半時代に対応
するためには、短大というよりも大学
や特に大学院等の収容数を増大し、こ
れに諸外国——先進国に劣らないよう
な十分の設備を行なつていく、このこ
となくして中間の養成機関を幾ら増加
しても、これは今日、今の機械に對し
ては、あるいは科学の進展に對しては
対応できません。明日の進歩の時代には
その技術が役に立たなくなるために、
基礎学力の不足といふ点から再び教育
をやり直すといふ必要に迫られてくる
と思ひ、この点に對しまして文部大臣
はどういう見解を持つておられます
か。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大学な
り、あるいは大学院を卒業したような
科学技術者が特に必要であり、また重
点が教育面では置かるべきだといふお
説であつたと思ひますが、その点は私
も同感でございます。と同時に、中学
の技術科課程だけで社会に出ざるを得
ない人もおり、また、その程度以上に
は進み得ない人もおります。また、工
業高等学校につきましても同断である
と思ひます。ですから科学技術を目ざ
する者がすべて大学、大学院を出てくれ
ればけっこうでございますが、現実
はそれは参らない、経済的理由によつて
能力がありながら、適性がありながら
行けないという面については、むしろ
育英奨学の徹底を期することによつて
本人の能力を展覧させていく課題が別
途ございまして、しかし、その人
の適性能力あるいは家庭条件等にお
いてやむを得ざる人がたくさんお
りまして、いろいろな教育施設を通じて社

会の求めにも応じ、本人の生活の安定
も念頭におきながら教育が行なわれ
る、その必要性もまた非常に重要な点
であらうと思ひます。そういう
意味で、原則的な見当としては御指
摘の通りだろつと思ひますが、現実
面からいいますと、いろいろな教育
施設が必要であらう、かように思つて
おります。

○豊瀬一君 まさか文教の府の総責
任者の荒木大臣が、現実主義者ある
いはば現実妥協的な政策者であらうと思
ひませんけれども、たとえば家庭の事
情で行けないとか、あるいは現在青少
年が高専等の課程程度でよろしいとい
う希望の者は別問題として、日本の科
学を振興するそのために科学教育をど
うするか、科学技術者の養成をいかに
する方法で達成していくかという、い
ゆる高度の政策については別個の角度
から、現在の科学進展の立場から当然
考へてこれなければならないと思ひ
ます。昔であれば、宝蔵院のやりの修
行をしておればそれで大名にもなれた
し、一生それで食つていけた、旋盤の
扱いを習つておれば、それで一生に
かく職業として成り立つていく、しか
し、それはその人の個人生活の必要上
からの目的達成といふことであつて、
先ほど申し上げましたように、日本の
科学をどう進展させるか、科学技術者
をどう養成するかといふことは、もつ
と別な大きな方針に基づき、少なくと
も大学院においては、たとえば原子力
方面のものは十万人要るとか、ある
いはば微粒子関係にはこれこれの人間を養
成する、そして日本の科学をこま
で十年のうちに進展させていくとい
う高度の政策がなければならぬと思

うのです。私は学制の改変を原則的に無条件に反対するものではありません。これらの基本方針が確立されて、それを達成するための一つの手段と方法が明確に打ち出されておれば、決して単純な反対をするものではないのですが、今の大臣の答弁を聞きますと、どうも不安でならないんですが、少なくとも文部省、文部大臣には、今言いましたように今後十年間の科学を進展させていくためには、たとえば十年間と区切ってみると、大学院のこれらの履修課程にはこれだけの人間が要る、大学ではこれだけ要る、こういう方針がなければならぬ、その案を示していただきたいと思うのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 原子力科学その他専門的な分野がどんなものがあるか、それは私もよくわかりませんが、それと、とにかく現在のトップ・レベルの科学的課題、あるいは将来学者の中の頭の中で考えておられるであろうところの新分野について、そういう方面の教育ないしは研究をなす場において、これを通じてどのくらいものが養成されねばならぬという計画は文部省には持ちません。おそらく科学技術庁といえども持たないと思います。一応ありますことは、科学技術会議の十年後を見通した答申によって示唆されるもの、あるいは日本学術会議等で論議されるような課題であらうかと思いますが、そういうことは文部省自体としては、今日のところ少なくとも不可能であり、文部省自体も従って仰せのようなものは持たない、残念ながら申し上げざるを得ないと思います。現実には大学院を置く大学を初めとして、大学みずから新たな分野を考

えて、目標を定めて、文部省と連絡をしながら予算措置を講ずべきものは講ずる、立法措置を必要とするものはその措置をするというやり方で今日まできておると思いますが、今後一応考えておるつもりですが、やはりそういうやり方でいかざるを得ないのが日本の現状ではなからうか、こう思っております。

○豊瀬一君 そうすると、大臣の考えでは、たとえば国立大学等が自主的にこういう学問の分野が必要であり、あるいはこれだけの人間を養成すべきであるという見解に立って、それぞれに予算を要求しておるということになりますと、大学の自主性ということからいいますと、そのこともむべないことではありませぬけれども、国全体の高度の科学者、あるいは科学技術者の養成という大方針の柱が立たないでいるということですね。それで、科学技術者の養成を、中堅技術者は当面高専でやり、教員が足らぬから、免許法は緩和して、インスタンツト教師を作ります。こういう何と言いますか、個々の、分業した文教政策を進めていることに非常に大きな問題があると思う。少なくとも大臣は、大臣自身の頭にあるかどうか、あるいはそれはその能力があるかどうかという問題ではなくて、中教審にしろ、日本学術会議にしろ、必要があればもっと広く諸学者等に対して、三年なら三年、二カ年なら二カ年の研究課題を与えて、こういう問題について十分の討議と、文教の科学技術者養成の基本政策を立案した後に、こういう学校教育制度の改変というものを当然出すべきであるし、その措置がなされなくてこの措置をとるというの

は、非常に冤義的というか、文教政策の一貫性がない、こういう判断に立たざるを得ないと思いますが、どうお考えですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほどのお尋ねは、世界のトップに立つてあらゆるような構想のもとに、科学技術面の研究を中心に、何かそこに考えありやという御質問の趣旨かと心得まして、お答えをしたわけでありまして、もしそういう趣旨の御質問であれば、現実の問題として、大学院を置く大学を初めとして、日本のトップに位置する第一流の学者が研究しつつ、構想を抱くものに期待する以外には方法はないと私は思います。そういう意味で、大学からの申し出にに応じて、その新たな分野を開拓していくための必要な措置を講ずることが、まさに一つの文教政策の一面であらうと思えます。同時に、教育と申しましても、結局は青少年のたのめのものであるはずであります。青少年に對しまして、その能力、特性、あるいは諸般の条件に応じて、その条件に合致するような教育の場を提供する、ということが、重大なる教育政策の基本目標でなければならぬことも否定できないと思っております。そういう基本線に立つて、企業界の要求とか、産業界の要請とか、表現はどうありましようとも、それが日本の社会であり、その社会が要請しないものを養成することも、また誤りであるとも指摘されるわけでごさいます。そういう必要に應ずる措置を講ずるという意味においては、私は一貫したものの考え方であると考えております。

○豊瀬一君 それでは大臣にお尋ねしますが、大臣の考え方は、科学教育

ないしは科学技術者の養成という角度に限定をして、必要数を設定し、それを政策として掲げて養成していくというところ、個人の希望によってそれを受け入れる態勢をとっていく、すなわち国民個々の希望に基づく自動的な政策立案の方が正しい、このいずれの方が重点を置いて現在文教政策を進めるつもりですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 根本は、青少年の希望、能力、また一人ひとりの与えられた条件に応じて進学していく教育の場を与えることが第一義だと思えます。同時にまた、そのことは現実社会の要請にもマツチすることがありませぬ。同時に両面のことを考え、本則がいずれかというならば、それぞれの青少年の能力を自主的に伸ばしていくける場を作るといふことになると思えます。

○豊瀬一君 個人々の希望に応じて自動的な受け入れ態勢を作っていくという角度に重点をおくというリベラルな考え方も、一応、文教政策の理論としては成り立つと思えます。それならば、現在の日本の憲法ないしは教育基本法の中で、義務教育諸学校は別にし、希望によって、ないしは選定によつて、選抜によつて入学するといふ教育諸機関に對して、たとえば中学校卒業の数を百万なら百万、二百万なら二百万と推定すると、これらの進学希望を喚起することは、文部省が学力調査等をやっている実績から考えて、まことに容易な方策で、これの措置に對して、現在まで中学義務教育修了者に對して、将来進学すべき進学方向についての調査の資料を出していただきた。

○政府委員(小林行雄君) ただいまの

豊瀬委員のお尋ねのようなことは、御承知だと思いますが、初等中等局の方で所管をしておりますので、初等中等局の方と連絡をいたしまして、資料を御提出するようにいたしたいと思っております。

○豊瀬一君 それではどうですか、大学局長にお尋ねしますが、その調査は、なるほど義務教育の關係ですから内閣府の所管でしよう。しかし、ただいまの大臣の基本政策を根拠とすると、大学局としては、内閣府のところで調査した資料に基づいて工業高校希望者はどれだけある、商業希望者はどれだけある、また、かりに高専的なものの希望者がこれだけある、短大希望者がこれだけある、こういう中学卒業者の総数に對する希望総数の調査をするのがなくては、大臣の政策は全く口頭で判断するのは、大学局長の方、調査の方は内閣府の所管であるが、その資料に基づいてやるという大臣の答弁は、あなたの資料に当然あるべきだと思えますから、局長の方もそれを答えて下さい。

○政府委員(小林行雄君) 私の方で今までのそういったものを把握いたしておりません。大臣からお答え申し上げたように、もちろん進学関係は個人の希望に基づき、青少年の希望に基づいて当然行なわれるものでありますから、その制度の改定に従って作られるわけでありまして、もちろん社会的な要請と、国家的な要請といふことも十分考え合わせて教育機関のたとは数なり、あるいは制度なりといふものを合せて考えなければいかぬものだと考えております。

○豊瀬一君 たえば私が最初教を

確認したように、国公立の高等学校に收容されておる者が約二十八万四千です。局長聞いていますか、答弁される際には資料の打合せの時間は与えますから、今すぐ答えなさいというより、なやばなことは言いませんから、質問しているときには聞いておいて下さい。二十八万四千の工業関係の卒業生は、あなたの資料では、これら卒業生は大体三割は出てくると思ひますが、これらに対して、大学については、高等学校以上の教育機関に対しては、どういふ希望状況であるかという資料の把握はありますか。

○政府委員(小林行雄君) 大へん失礼でございますが、ちょっと御質問の趣旨を把握し兼ねましたので、まことに恐縮でございますが、再度お尋ねをいたしたいと思いますのでございませう。

○豊瀬一君 いろいろのことです。大学局長と大臣の答弁は、基本的な観念について明らかに相違がありますが、これはあとでたゞしていきませんが、大臣の答えられたのは、私は一つは、国の要請という言葉は非常にいやな言葉ですけれども、たとえば文教政策を進めていくには、高度の科学者ないしは科学技術者を、少なくとも今の科学の進展に即応して国の発展を期するのとすると、大学院ではこれだけのものを収容して、これだけのものを世に送り出す必要がある、こういう一つの政策に重点を置くか、それとも個々人の希望を充足していくという国民の個人的希望の充実、自動的な態勢の中に教育諸機関の充実をはかつていくか、この二つの質問に対して、大臣は後者であると、こうおっしゃる。これも非常にリベラルな考え方、個々人の希望通

りのものが受け入れられるような態勢にしていこうともいい方法の一つです。それならば、かりに高校卒業生はもとより卒業生けれども、高等学校の工業関係の国公立の収用数二十八万四千、この中から毎年三分の一程度の卒業生が出てくる。高等学校の卒業生でそれ以上の進学を希望するものに對して、それぞれの希望の調査をした資料があるはずだから、大臣の答弁から言うところでは、どういふ工業関係のものが毎年卒業することになる九万人の希望は、各関係で商業関係がこれだけとか、工業短大がこれだけとか、そういう希望があるはずですが、その資料を説明しなさい、こう言っているのです。おわかりでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お尋ねじやなかつたのですけれども、補足させていただきますが、科学技術の最高限を念頭に置いて教育の場を考えると、大学院を考えたざるを得ないと思ひます。ですから、本人の特性、能力が研究に適するといふ人は、大学院に収容しなければその希望は達成せられないと思ひます。しかしながら、応用の能力はある、しかし、湯川秀樹さんのような、研究の結果として新たな分野を開拓するような特性は持つていないといふものが頭数が多いと思ひます。そういう意味では大学ないしは短期大学、あるいはまた御審議願つてゐる高等専門学校といふものが、その思いを伸べる教育の場であらうと思ひます。そういうことを念頭に置きながら、本人の特性、能力、条件等に應ずる教育の場を提供することが、教育政策の一つの基本線ではなければならないと思ひ

ます。かように申し上げたわけでありま。社会の要請、あるいは企業体の要請と、もろもろの言葉で表現はされま。それけれども、それは結局、学校を卒業した者が社会人として生きて行くの、何かが幸福か、恵まれるか、いなかという角度からの現実問題でありまして、それをもた教育政策を念頭に置きまして、場合、当然考えねばならないことだと考へます。しからば、どつちに重点を置くか、原則的な立場をいずれにとるかというならば、むしろ現実の必要性というのには第二の段階の課題であつて、第一には本人の特性、能力に應じて教育の場が与えられることが第一義的に考へられるのであらう、こういう意味で申し上げたのでありまして、この高等専門学校にどれだけの希望者があつたかといふことも答へるという仰せには、ちよつと政府委員としても答へる材料はなからうかと思ひます。新しい制度を創設しようといふことではございますが、想像して申し上げることは可能でありまして、資料といふものは御提出申し上げることは困難じやなからうかと思ひま

○政府委員(小林行雄君) ただいま具體的な数字を私持っておりませんが、おそれなく、まあお尋ねの御趣旨に近いようなものが関係の局の方にある程度整備されておると思ひますので、それを取り調べて御提出申し上げたいと思ひます。

○豊瀬一君 大臣の補足答弁はきかめて政策的に言つてと分裂をしておりま。なるほど御答弁の中に、個々人の希望を達成して、これも私は何度も申し上げておるよいこととす。それ

から実社会の要請その他に應じてやつていく、第一義、第二義の問題も大した問題ではない。しかし、一つの教育機関を設ける、その際の重点が、たとえば四年制大学を卒業した工業系の卒業生が、今の日本の科学進歩に十萬要るという判断に立つて養成機関の設置をはかるか。あるいは高等学校卒業生の希望が四年制大学の工業関係にはこれだけ行きたい。商業関係にはこれだけ行きたい、こういう希望を主にしただけ行きたい、こういう希望を主にしただけ行きたい。これはおのずからスタンド・ポイントが異なつてくる。だから、いずれの場合の計画も私は必要だと思ひます。また、いずれの場合の資料も両方とも必要だ。しかし、第一義とおつしやるならば、当然、高校卒業生が、あるいは中学卒業生が、私は高専の人数のことを言ひなさいと言つてゐるのではない。これからできるのだから希望者はないのです。で、高等学校卒業生がどの種の短大に、どの種の四年制大学に、また本人の希望としては大学院まで、これがたとえば二十萬あるとして、家庭の事情、経済等でもどうしても短大がまんしなればならないけれども、本人の希望が四年制に行きたいという場合には、育英会法等の改正によつて、国がどれだけ保障してゐる高度の科学者を確保してゐる。この大綱がなければ、国の文教政策の担当者としては、私が冒頭に指摘したようにきかめて部分的な政策にならざるを得ない。私ども野党側でさえも、私は文化教育政策委員会の事務局長をしてゐるのです

が、いろいろな学者に聞いて、一つには社会の課題にこたへるため、一つは

本人の希望を達成していくためには、たとえば高等学校がどの程度要るか、四年制の大学がどのくらい要るかといふことも研究をしてゐるのです。ましてや大臣の方で、あなたの頭では作り出せないのはだめだと言ふのじやない。必要があれば、二年なり三年なり、それらのいろいろな専門機関に委嘱をして、研究させることも決して至難なことではない。いずれの場合の資料も踏まえて、だから、今度たとえば高等工業専門学校が必要なんだ、その中には収容生徒は五萬なんだ、これを中堅技術者として世の中に送り出すことによつて一応こういう科学の進展をはかりたいのだ、この政策なくして文部大臣は何をしてゐるのですか。従来通りの踏襲をしていくのなら別です。しかし、工業教員の養成に對しても先ほど指摘した異例の措置をとつてゐる。そうして次善の策である、こういう答弁をしてゐる、こういうことではだめです。だからその政策——試案でもよろしい、あなたの構想、あるいはほかに中教審、日本学術会議等について意見を徴されたことがあるなら、構想を出しなさい、こう言つておるのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお尋ねの点でございまして、所得倍増にからんでの問題として出てきたわけですが、今後十年間に大学卒業程度の技術者が十七万人必要であらうといふことが科学技術会議の答申によつて指摘されております。それに対して、現在の理工系統の科学技術養成の大学教員によつて供給をされるものでは足りませんので、今後、教員養成等を特に念頭に置きながら、現実にそれ

を充足しようと思つて考えましても、おそらく七万人ちよつとしか養成できないであらう。従つて、九万人余が、十万人近く足りないという推計になるという事は、すでに何回も御説明申し上げました通り、御案内のごとくであります。しからば、この赤字を何で埋めるかということになりますれば、国の予算を必要とする意味におきましては、来年度以降、毎年々々努力課題として残されておるわけでありまして、可能な限り一応の推定を上回る定員増をはかる努力課題が残つておる。

それは既存の大学院ないしは四年制の大学、あるいは短大のほかにこの高等専門学校を増設することによつて、この赤字を埋める対象にしていきたい。それでもなお年々現実に足りないわけでございますから、それはそれぞれの企業内においての再教育等で不満足ながらこれを埋めつつ、具体的な歩みを続けるほかはないと、こういう關係に立つわけでございます。工業高等専門学校それ自体は、はつきりした具体的な計画は實際のところございまして、第一期目標といたしましては、各地域ごとに一カ所くらいの見当で、たとえば北海道、東北、関東というが、とき地域的に一カ所くらいの見当のものを整備すべきであらう。そして今の現実の赤字埋めに役立たせていきたい、こういうふうに考へておるわけでありませう。

○豊瀬一君 私は、いわゆる所得倍増計画に基づく十七万不足というものをあまり信用しておりません。しかし、一応、大臣がわざわざ御答弁に

なつたから聞きますが、それならば、その十七万不足だというのは、何を根拠にして、先ほどあなたがおっしゃつた答弁と関連すると、第一義的に考えられる本人の希望状況から考へて、十七万と推定したところの数字は、あなたが第一義と言つた個々の希望からすると、どういふ分類になつてゐるのか、御答弁できますか、それ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは今後の日本の経済の成長を経済企画庁において作業しまして推計をいたしまして各事業分野ごとに、経済成長につれて新規にどれだけの大学卒業程度の科学技術者が必要であるかを推計をいたしました。その推計します根拠は、文部省でもつて、従来、大学卒業者の就職状況を調べた学部、各学科目ごとの就職先の調べをいたしまして、そういう状況がそのまま今後相互の比率としては続くであらうと推定して、それを経済成長に依りて、それを基礎に推計をいたしました需要数と供給力とを比較した差が十七万人不足ということになる。その十七万人不足は十年間に年次的には初年度になるべく近づけて充足する努力をするという考え方のもとに配分をして、年度々々の定員の増え、その年度ごとの需給關係の差、その累計が約十七万人不足、こういうことになつてゐるわけでありませう。

○豊瀬一君 そりやうお答へになるだらうと思つたのですが、だから、それはあなたの希望を自動的に達成させるための供給機、諸設備の拡充ということではなくして、現在の一つの態勢の中からこれだけ必要とされてくるだらう、こういう推計に立つて策定された数で

しようか、後段の方ではないですか。○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちよん今の数は今申し上げたような推計に立つわけでございますが、社会的な需要があればこそ、個々人が能力に依りて進学して、相互關係に立つと思ひます。従来の実績はまさしくその結果であると考えられるわけでありまして、推計します場合には、今申し上げたような推計以外に方法がございせんので、それに、かつまた今後ともそういう状況が続くであらうという前提に立つておるわけでありませう。

○豊瀬一君 だから私が最初に言つたように、その就職できる、就職しておる実態といふものと、個々人の希望といふのはおのずから異なつてゐることとは大臣容易に認められると思ひます。それはそういう受け入れ態勢があるから、自分がそれに必ずしも最大に希望しないけれども、ほかに就職の場がないからそちらに行きますという結果もずいぶん生じてゐるわけですね。この調整が一つの問題になつてくると思ひますが、私は必ずしもあなたが第一義的におっしゃつた個々人の希望を達成していくような自動的な受け入れ態勢の確立、これだけでは不十分だと考へておるのですが、だからこそ、大学院を卒業する者についてはこれだけの人間が要る、大学程度ではこれくらい要るだらう、またあなたの方の考へ方を一応肯定するとすると、工業に關する中堅技術者は、これから十年のうちにこれくらい作る、大学院出の者はこれくらい作るという一つの推計からくるところの判断に立つてその年次計画を立てて、その中で高専はこの座を

占めるのだと、これがあるならば私も一応体系として認める、こう言ひ、しかしながら、そういう計画の中の高専の座といふものは、あなたの答弁から少しも出てこないで、よ、抽象的な御答弁だけだ。一応をいひ、今私が言ひましたように、科学技術庁の推計に立つて、経済企画庁の推計に立つて大学院はこれだけ要る、大学はこれだけ要る、短大はこれだけ要る、その全体の中で高専はこういう位置を占めさせたいのだ、こういう数と、その關係性が大まかでもいふからあつたら答えていただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど申し上げましたように、一応今の段階においてベストを尽くすとしてしましても、なおかつ十七万人の不足は埋め得ない、九万人ばかりは赤字のままでいかざるを得ないという推計に残念ながらなつております。しかし、それは三十七年度以降の新たな努力を付加することによつて、十万人足らずの不足が八万人、七万人足らずで済むことになつてゐる、また、なさればならないという課題があるわけでありませう、その求めに依りて、大学院、四年制大学も、短大も、この高等専門学校も総動員でいかねばならない、こういうことであります。それをどの程度どこに入れるかなどということとは、共產主義の国でない限りできませんので、本人たちは必ず希望するであらう、また、それぞれ人のおの十人十色の能力、特性なわけでございますから、大学院に向く人も、四年制大学に向く人も、短大に向く人も、あるいは五年制専門学校に向く人も、遺憾ながら工業高等学校で直ちに社会人

たらざるを得ない人もたくさんおるといふことは、これは常識上だれしもが推定し得ることでございますから、そういう十人十色の青少年の立場に立つて教育の場を与えること、そのことが高等専門学校も含めまして今の推計に於ける不足を補う役目をしてくれるであらう、こういうことであります。

○豊瀬一君 原則論はなるべく早く終わつて移りたいと思ひますが、大臣、何ですか、共產主義の国ならいざ知らず、あなたときどき共產主義の国ならいざ知らずといふのを奇妙なところにくつつける性質があります。十七万を埋めたい、そういう計画がある、その計画の中で大学院は十七万のうちどれだけ、四年制大学はどれだけ、短大はどれだけ、そして高専はこれだけという推計をしていただけますか、こう言つてゐるのです。その推計するのはどういふわけで共產主義の国ですか。あほなことを言つちや困りますよ。あなたが答弁した経企庁の推計から十七万が出てきた、これを十年間に埋めたいけれども、こうだと、こういつてゐるのです。それならそれだけの現行の制度の中でどれだけを確保するように考へるか、そうすると、大学院に対してはこれだけを充実にねばならぬ、私立大学はこれだけ現状支援を求めなければならぬ、こういうことが出てくるのでせう。それが出てこないといふのですか、出てきてゐるのですかと聞いている、それを答へるのが、共產主義の国ならあなた共產主義の文部大臣じゃありませんか。

○政府委員(小林行雄君) 科学技術會議の答申にございませう。今後十年間に大学卒業程度の科学技術者が十七万人不足

する、この不足を解消するために、御承知のように文部省が関係各省といろいろ相談いたしました結果、さしあたって一万六千人の計画というのを立てたわけでございます。この一万六千人計画に基づきまして、三十六年度から科学技術者の養成をやるというところで第一年度を踏み出したわけでございまして、その計画によりますれば、一万六千人のうち一万人を大体四年制の大学で、それから六千人を短期大学というような計画を立てたわけでございます。もちろんこの程度のことは不十分でございますし、御承知のように科学技術庁の長官の勧告もございまして、私もさらにこの計画そのものについて、もちろん今後の情勢の変化のことなどもございまして検討していかねければならぬものと思っておりますけれども、現在においてはそういう計画で実施をいたしているわけでございます。

○豊瀬一君 大臣はお疲れのようです。局長にお尋ねしましょう。それでは一万六千人を達成する、そうして今あなたが言われた一万人が四年制、六千人が短大と、こういうことですね。そうすると、その中で十七万不足の中で、一万六千を今後の養成計画と確保計画と、それから高専がその中で占める位置とか、高専に対して、どういう数で、どういう全体の体系の中で高専の役割を果たさせようとしていくのですか、数とその目的をはっきり答弁して下さい。

○政府委員(小林行雄君) 一万六千人計画を立てたときには、高等専門学校学校の制度はもちろんでございまして、この国会で、はたしてできるかどうかというよりなこともわかりませ

どうかというよりなこともわかりませぬものでございまして、高等専門学校学校の卒業者の確保の予定とか、あるいは位置づけというものは全然やっております。

○豊瀬一君 私がいそひこの法案を審議するのを知りたいのは、まあ一応十七万は信用しないといつたけれども、十七万というのを信用するという前提に立ちますね、そうしてこれを、たとえば十年間あるいは五年間で充足していく、そのためには、何年も言っておる通りに、その十七万の内容は何か、——あるいはほかの言葉で言え

何であるべきか、どちらでもないんです。大臣の答弁もどちらでもないんです。何かという、あるいは何であるべきかという、国の必要性、社会の必要性、あるいは本人の希望、これから考えていった際に、十年なら十年、五年の中に、大学院卒業生で十七万のうち四万、四年制大学で十萬、高専で三萬、それを昭和三十一年度ではこれまで養成する、三十八年度ではこれまで、終わりの年ではここまで拡充していく、そのためには、たとえば国立の大学院はこれの充実の必要がある、四年制の大学についてはこういうことが必要である、そうして高専ではこういう役割を果たさせるんだと、この計画がなくて、現行学校教育制度の改変を行ない、高専法案を通して、さあ通りましたから、これから十人養成しようか、三萬人養成しようか、皆さんの御希望はいかがでございませうかと、そういうことなんです。それで私は冒頭から指摘したように、きわめて何というか無系統な計画ではないかと、こう言っているんです。

す。局長、もつともな御意見ですとお考えになりませんか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほどお答えいたしましたように、一万六千人計画を立てたときには、高等専門学校学校の制度がこの国会でどういふふうになるかという予測ができておりませんので、この計画には高等専門学校を卒業して科学技術者になるという者について推計をいたしておらないわけでございまして。その点、先ほど大臣がお答えいたしましたように、この高等専門学校が実施できて、その卒業生が技術者になるということになりますれば、それが新たに加えられていくということになるわけでございまして。当時からその数が予測されておる状況ではなかったもので計算しております。

○豊瀬一君 答弁としてはわからぬことでもないのですが、あなたの方としては、当然十七万人を充足させる、こういう観点に立つとすれば、何度も言うように、四年制、二年制の大学あるいは大学院等でどれだけ補えるのか、そして新しい高専ではどういふ役割を果たさせるのかというこの計画を、この高専法が通るといふ前提に立つて策定すべきです。国会でどうなるかわからないから、その点は考えませんで、提案の文部省としては、これが通って実施されますという前提に立つて計画を立てて、だから高専法がつぶれますと、科学技術者の養成の確保に對して、こういう欠陥が生じます、こういう理論展開をしなければ、法案審議はできないじゃないですか、無理な注文じゃないでしよ。どうなるかわからないから考えていない、そういう言い方をされると、私は意地悪い言葉

を使いたくないけれども、そんならどうでもいいのだ、高専がなくてもいいのだ、そんなら廃案にしましょう、こういうことになりましたよ。あなた方が私どもの質問に対して、科学技術者の確保について、高専というものは、こういう位置を占めるのだから、どうしてこれを通してもらわないことには、科学技術者の確保に對してどういふ欠陥が生ずるといふ答弁ができなくして、どうしてこの高専法の審議ができますか、やや無責任に過ぎはせぬですか、答弁として。今度は大臣、ピンチ・ヒッターで答弁して下さい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) その点はもうおしかりを受ける意味もわかりませんが、先刻申し上げておりますように、現在の国公私立の理工系大学、大学院の卒業生をすべてつき込みまして十七万人不足する。そこで、現在あります大学制度を毎年々々の財政の需給関係も一応常識的に推計をいたしまして、その中に占める新規の大学の充足能力というものを一応推計いたしました、全努力をいたしても、特にその隘路となるのは大学の教授でございまして、大学の教授が一朝にしてでき得る可能性が出てきませんので、可能な限度で教授陣も充実して拡充するといいたしまして、なおかつ国公私立をあわせて一応の推計は七万人ちよつとしかできない。従って、その差が九万人あまりも赤字のままでいかざるを得ないのが残念ながら日本の現状だ。従って、三十七年度以降、毎年度その大学拡充努力を極力やって、九万の赤字をなるべく少なくする必要がある。その一翼をになうべきものとして、工業高等専門学校が登壇する必要がある。

しからば、その分量はどうだとなりますならば、これまた教授陣の充足能力も考えねばなりません。財政の実際の能力も考えねばなりません。従って、十七万の不足を推計しましたときに、現実にごさいませんので、その赤字理めに多々ますます弁で、幾らやっても足りないというぐらゐの情けない状態でありまして、この工業高等専門学校を卒業生も、大いに、五年後ではあるけれども、出て、必要の場をふさいでもらいたい、こういうことであります。しからば、その場合の高等専門学校の規模はどうだとなれば、これはやはり地域的に一カ所ぐらゐを第一次の計画として今構想はしておりますが、九州、四国、中国といふが、ごとき地域的に一カ所、全国的に配分するといふ立地条件を考慮して期待しているわけであります。繰り返して申し上げます、高等専門学校あるいは大学を幾ら新設しても足りないというの必要があるわけですから、しかし、それは教員組織と財政規模で現実の制約があるという情けない状態をお考えいただければ、おのずからこの高等専門学校の使命も浮きぼりされてくると考えているのであります。

○豊瀬一君 十年間十七万人の不足を一万六千——四年制で一万、短大で六千養成するといふことはすでに計画ができていまして、そうすると、これが第一年度の計画、そのためには国立大学等の施設充実のためには百億の金が必要、短大については五十億の金が必要、私学の協力を仰げばこれで一万は確保する、第二年度は、こういう予算措置をしてこれだけ確保していく、この十年間十七万人の確保に對す

るプランを立てて、その中であなたの提案理由にあるところの工業に関する中堅技術者は、十年間のうちに二、三万と推計する、そのためには工業専門学校は北海道に一つ、東京に一つ、国立でこう設置する、こういう計画がないというのが私は不思議でたまらないと、こう言っているのです。それならば、私は冒頭に言ったように、現行の学校教育制度の方法がよろしいという観点に立っておつても、高専に期待している位置というものが明確になれば、また十分の論議もできるし、私どもの考え方もあるいは改まるかもしれない、ところが、高専というのに大体これに書いてあるように、工業に関する中堅の技術者の養成だというだけで、十七万の中でどういふ位置を占めるかということがわからないで高専を作りましようということに至つては、これは私は、少くとも文教行政の大局から見ると、きわめて無系統です。私はいたずらに審議時間を引き延ばして、難癖をつけておるつもりはありません。そこで大臣にお尋ねしますが、今私が質問したことに對して、きょうそれぞれ必要な打ち合わせをされて、たとえば私が質問しておる通りに、昭和三十八年には二万、それではその二万の内訳は、大学院に幾つ、四年制の大学に何人、短大に幾つ、こういう明確な数が出ればなおよろしいのですが、それが出ないとしても、一万六千を一万と六千に、四年制と短大に割り振りした根拠があるはずである。これもあとで尋ねますけれども、その割り振りした根拠があるから、第二年度はこう確保していく、第三年度はこう確保していくという一応のプランがあるはずで

す。そしてその中で高専はこうだということをお打ち合わせて、大まかな構想をあした出していただくということであれば、私はきょうはこの程度で終わつて、あしたの論議に待ちたいと思ふのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 明日提出いたします。

○豊瀬慎一君 私が局長に要望しておきたいのは、以前から、かなり前からこういう資料をあなたの方に提出してもらつております。先ほど言つたように、この資料をほじくつて私は審議を引き延ばすということじゃなくて、この資料を私が要求したということ、大学に五十万の収用がされておる、その中で工業関係が四年制の大学、大学院もここに、出ていますが、大学院、四年制の大学、国公立それぞれに使い分けてある。この資料を求めておるの

は、私は聰明なあなた方には当然その振り分けと、十七万の位置と、高専の位置が質問に出てくるということを言わなかつたから、私の方が不親切かもしれなけれども、そのためにこの資料を要求しておる。だから、これだけの資料をちゃんと前もって作つてもらつておるんですから、十分打ち合わせをしていただいて、事細かに出ることにはやや困難がありましようし、十年間を策定しても、今の科学の進歩からいうと、おそらく三年か五年たつと手直ししなければならぬだろう、しかし、現時点における文教政策の大きな柱というものは、こういうものであるという立て方をしない限りは、こういう新たな学校制度を改善するということは、軽々に行なうべき問題じゃない、十分

の御検討をお願いして明日の回答を待ちたいと思ひます。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は、本日とこの程度とし、散会いたします。

午後六時二十一分散会

六月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十日)
一、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案(予備審査のための付託は五月二十六日)

昭和三十六年六月十二日印刷

昭和三十六年六月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局